

上田清司・新埼玉県知事、 住基ネットの見直しを公約

——— 田中長野県知事と松沢神奈川県知事との分かれ道？

8月25日から希望者にICカードを配る住基ネットの第二次稼働が始まった。昨年8月の第一次稼働～全国民に11桁の背番号コードを付け、氏名・生年月日など他の5基本情報とともに総務省の外郭団体に設けられた中央センターで一元管理し、中央省庁などに提供する仕組みの導入～に次ぐもの。

これにより、総務省が考えた“データ収容所列島化構想”の形は整った。

だが、この構想に対する異論が続出している。今年6月に当選した札幌市の上田文雄市長は、9月4日、住基ネット選択制導入を検討するために「住基ネット対策会議」を庁内に設置した。8月31日に当選した上田清司・埼玉県知事は、住基ネットの廃止を含めた見直しを宣言、その後私的研究会を立ち上げる意向を示した。中田宏・横浜市市長は住基ネットの選択制を実施。山田宏・東京都杉並区長も、選択制の実施を模索中である。

こうしたなか、都道府県で初めて住基ネットからの離脱を検討したのが長野県だ。同県の本人確認情報保護審議会が、5月28日に、田中康夫知事に「県民の個人情報保護の観点から、当面、住基ネットから離脱すべきである」と報告したのが発端。田中知事は離脱に向けて果敢に挑戦する姿勢を鮮明にした。

一方、今年4月、松沢成文・神奈川県知事は、住基ネットの廃止を含む見直しを政策宣言(マニ

フェスト)に掲げ当選した。ところが、松沢知事、7月9日に、記者会見で「住基ネットの離脱というか制度見直し、あるいは制度選択制というのは、法的に難しい」と発言。「制度廃止、選択制の導入などの制度の見直し」と言うマニフェストを一部変更したい意向を示した。

当選するや否や、マニフェストを反故にする姿勢・変節は、受け入れ難い。当然、議会筋や有権者、“住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会”などの市民団体から批判が殺到している。

「住基ネットは電子政府・電子自治体の基盤」が総務省のうたい文句。だが、個人認証には11ケタの背番号コードはなくともよい。また、中央が一元的に個人認証をする必要もないし、民間に任せてよい。ICカードも、運転免許などで身元確認ができ、広域交付などは要らない。逆に、住民票コードや住基カードの利用拡大は、プライバシー侵害の道具になりかねない。ひいては“有事”の常態化をつくり出しかねない。

こうしたことから、国民の多くは、住基ネットはコードとカードを使った“データ収容所列島化構想”、とみている。各地で、反対運動のみならず、住基ネット差し止め訴訟が相次いでいる理由でもある。

松沢神奈川県知事自身が立ち上げた住基ネットに関する私的研究会は、8月18日に、「県は参加継続の是非を含め住基ネットについて抜本的な再検討を始めるべき」と報告。松沢知事は、ひるむことなく、こうしたエールに真摯にこたえて欲しい。松沢神奈川県知事が、県民と総務省の、どちらに顔を向けているのか、いま、その真価が問われている。

2003年10月20日

PIJ代表 石村 耕 治

主な記事

- ・対論・監視カメラ規制のあり方を考える
- ・民主党・監視カメラ規制法案
- ・ペンシルヴァニア大学監視カメラ運用指針
- ・シドニー市街頭安全カメラプログラム運用基準
- ・早大名簿提出事件・原告勝訴最高裁判決
- ・全青税神奈川大会で住基ネットシンポジウム
- ・公益法人・NPO法人制度改革のその後

監視カメラ規制のあり方を考える

—— ついに、民主党「監視カメラ規制法案」

対論

河村たかし<sup>(衆議院議員
民主党監視カメラ問題WT座長)</sup>

石村耕治^(白鷺大学教授・PIJ代表)

民主党は、2003年7月16日に、「行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化に関する法律案（仮称）」（「監視カメラ規制法案」）をまとめた。

長崎の中学一年の少年による男児誘拐・殺害事件は、社会に大きなショックを与えた。この事件を含め、近年、急増する凶悪事件の解決に監視カメラが一役かっている。「監視カメラは絶対ダメ」の「プライバシー原理主義」の主張は、次第に合意が得られにくくなってきている。

しかし、一方で、大阪では、コンビニの防犯ビデオに写った中学二年の少年が、痴漢行為容疑で警察の事情聴取を受けた後、別人と判明し問題となった（読売新聞7月15日夕刊）。監視カメラが持つ「負の効果」の面も無視し得ない事態も発生している。

監視カメラの利用は、犯罪の抑止、犯人の割出・検挙などに役立ち、止むをえない現象だとする見方もある。しかし、明確なルールもない

まま、監視カメラを一人歩きさせることは、カメラの被写体となる個人の自由と尊厳に大きな脅威にもなる。大阪の誤認による事情聴取事件は、このことを端的に物語っている。

監視カメラの乱設・自由な利用を放置することは、快適な市民生活を阻害することにもなりかねない。やはり、その設置・利用が透明かつ適正であるかどうか「市民が監視」できるルール、法的システムが必要である。

この度、民主党は「監視カメラ規制法案」をまとめた。この法案づくりでは、河村たかし衆議院議員（PIJ相談役）が、民主党監視カメラ問題ワーキングチーム（WT）座長として、大きな役割を果たされた。この問題については、PIJも、監視カメラ立法対策プロジェクトチーム（PT）を立ち上げ、早くから取り組んできている。そこで、監視カメラ規制のあり方について、河村議員と石村代表に語ってもらった。

（CNNニュース編集部）

監視カメラ規制のあり方を探る

（石村）今、全国で、監視カメラを設置する動きが広がっています。犯罪の防止が主な目的です。ただ、一口に「監視カメラ」といっても、実際の設置・利用目的はさまざまです。また、装置を設置・管理する主体も、国の行政機関、自治体、あるいは商店会や企業、私立学校などの民間機関と、実にさまざまです。

（河村）実にいろいろなものがありますね。一般には、防犯目的の監視カメラ、いわゆる「防犯カメラ」、が中心だと思いますが。ただ、私は今年（2003年）1月24日に衆議院予算委員会で指摘しましたが、東京警視庁の情報公開センターに取り付けられていたビデオカメラは、「防犯」の域をはるかに超えたねらいがあると思います。

（石村）警視庁は「不測の事態に備え設置した」と説明していましたね。しかし、不特定多数者を監視する街頭カメラとは目的が違いましたからね。特定の開示請求者を監視することがねらいの

ものでしたね。

（河村）開示請求にきた人は申請書類に氏名を書くわけですよ。ビデオ撮影はまったく必要ないわけです。明らかに、請求を萎縮させる効果を期待しているのではないかと疑いたくなります。

（石村）そのとおりですね。

（河村）悪意はないとしても、人権感覚が欠けていますよ。もっと、きめ細かい配慮が必要です。

（石村）この件はもちろんのこと、監視カメラのあり方をめぐっては、検討しなければならない課題が山積しています。河村代議士は、この問題に早くから声を上げておられます。今回は、さまざまなアングルからこの問題にメスを入れてみようと思います。

議論に先立ち、だれが監視カメラを設置・利用・管理しているのか、つまり「設置・利用・管理主体」、それからカバーする領域、利用目的、規制方式などをベースに、論点を拾い上げ、次ページの表のように大まかに分類してみました。

（河村）アバウトですけども、争点を検討するに

は分かり易い分類だと思います。

カメラの設置・管理主体の違いから見た分類

国の機関等	行政機関 立法府 司法府 独立行政法人
都道府県	
市区町村	
民間機関	企業 病院・介護施設等 学校 商店会 マンション の管理組合 その他
私的個人	住宅の所有者 賃貸駐車場 その他

カメラの設置・利用場所（地域）から見た分類

公共空間 (public space)
私的空間 (private space)
その他 (例えば双方の区間をカバーするケース)

カメラの設置・利用目的から見た分類

犯罪の防止 交通管制 コンプライアンス (法令・規則等の遵守) 状況のモニター 令状による犯罪捜査 報道等 学術・文芸等 その他

カメラの規制方法から見た分類

A オムニバス方式 公共・民間一括規制方式	国の法律 自治体 (都 道府県・市区町村) 条例 自主規制ガイドライン・ 運用基準など レーティ ング (マル適マークなど)
B 個別対応方式 公共・民間個別対応方式	

(注) 自主規制には、ガイドライン、運用基準 (Code of Practice)、行動規範 (Code of Conduct)、運営方針 (Initiative)、指針 (Policy)、要綱など、さまざまな名称の規範が使われている。

民主党の
監視カメラ規制法案のポイント

(石村) ところで、民主党は、2003年7月16日に、「行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化に関する法律案 (仮称) 」 (「監視カメラ規制法案」) をまとめましたね。
(河村) そうです。この件では、当初から石村代表に大変ご足労いただきました。7月10日に、民主党の監視カメラ問題WT (ワーキングチーム) を立ち上げました。当日は、石村代表にも衆議院議員会館で、私どもにご指導いただき、ありがとうございました。あれから、急いでワーキングチーム (WT) を組んだ細野豪志議員や中村哲治議員らとともに「監視カメラ規制法案」をまとめ、

同月16日に公表しました。

(石村) 今回の法案のポイントを河村代議士からご説明ください。

(河村) ポイントは次の4つです。

行政機関等が設置する監視カメラを規制の対象とすること。したがって、この法律では、民間機関は対象としないこと。

昨今指摘される監視カメラの有用性には触れないこと。行政機関等は有用であることを自明なこととして監視カメラを設置することが予想されるので、この法案では、行政機関等に適正なカメラの使用を求めることに重点をおくこととすること。

行政機関等のみを対象とするので、義務規定とすること。

行政機関等が捜査目的等で設置するカメラについては、正当な理由があれば、「設置場所の明示」や「本人が適切に関与しうる」ことを求めないこと (法案3条1項2号、5号 ~ 市民生活の安全とプライバシーの権利との調和)

——— 法案が
行政機関だけを規制対象とした理由

(石村) どういった理由で、法案では、国の行政機関等に規制対象を絞ったのでしょうか。

(河村) 国の法律ですから、規制対象を国の機関に絞ったわけです。言い換えますと、自治体等が設置する監視カメラについては条例などで規制すべきだということになります。問題は、商店会や企業、私立学校など「民間機関」が設置するカメラの規制をどうするかです。

(石村) 民間機関のカメラについても、役所 (行政) が音頭を取って、きちっと規制してくれなければ安心できない、という国民も少なくないのではないかと思います。

(河村) 少々誘導尋問のような気がしますけども (笑い)。

(石村) 役所から自立できない国民を代表して聞いています (笑い)。

(河村) 私ども国会議員を含めて、長い間、国民は、役所 (行政) 依存症から抜け出られないできました。立法府 (国会) でも、役所 (行政) がほとんどの法律をつくってしまいます。大半の法律が役所立法 (閣法) であるのが常識のような状況です。

(石村) 肝心の立法府 (国会) では、議員が、本務であるはずの法律づくり (議員立法) をほとんどしていないわけですね。

(河村) 悲しいかな、「役所 (行政) に丸投げ」

で、各省庁の官僚が法律をつくっているのを、何とも思わない議員も少なくないのが現実なわけです。だけでも、こうした常態で、「国会は唯一の立法機関」と偉ぶってはダメなわけです。

(石村)よく分かります。

(河村)そこで、私は、これまでも議員立法に熱意のある議員といっしょになって、さまざまな法案を自分らの手でまとめてきました。私が監視カメラ規制法案を議員立法でつくろうというのも、こうした役所立法一辺倒のような流れを変えたいという気持ちがあるからです。

(石村)役所に丸投げして個人情報保護法案づくりを任せていたら、「メディア規制法」に化けて、マスコミは大慌てしましたね。こうした轍は二度と踏みたくないですね。

(河村)そういったこともあります。

——— 民間の監視カメラには
自主規制が似合う

(石村)行政機関以外が設置・利用する監視カメラについては、どういった方法で、適正かつ透明にしようというわけですか。

(河村)ともかく、民間機関が関係する個人情報とか肖像権とかの保護については、「役所にお任せ」あるいは「官民規制」の選択ではダメだと思いますね。

(石村)民間のことは民間が自主規制する、つまり「民民規制」でないといけないというわけですね。

(河村)そのとおりです。監視カメラについても同じですよ。民間の監視カメラについて、役所の規制を当てにすれば、役所は自分らに都合のよい内容を考えるのは当たり前ですからね。

(石村)よく分かります。

(河村)ですから、民間が、市民の目線で、できるだけ自分らの人権を護る立場でガイドライン(運用基準)をつくって、自主規制で望むべきだと思いますよ。

——— 役所依存から脱却できるのか

(石村)仰せのとおりです。ただ、一口に自主規制がベターと言っても、事はそう簡単には行きません。民間の力がないと、役所がつくったガイドライン(運用基準)、つまり“官製の自主規制”に、民間機関が乗っかるだけになりかねませんからね。

(河村)民間の監視カメラについて自主規制の方式を選択するとしても、まさに、その点がポイントですよ。ただ、悲しいかな、いわゆる“民力”がそこまで育っていないのが実情ですからね。どう

しても、役所(官・行政)の力に期待せざるを得ないという冷めた見方もあるわけです。

(石村)よく分かります。これまでのやり方ですと、民間の監視カメラの設置・利用を届出制にし、役所が立ち上げた第三者機関がチェックするとかの方向に行きがちですね。

(河村)そのとおりです。こうした仕組みがないまま民間に全面的に自主規制をさせても、うまく行かないのではないかと、という不信感みたいなものが国民の中に根強くあります。役所の側にも、同じような不信感がありますからね。

(石村)私自身、残念ながら、役所(官)が関与を前提としない自主規制では、実効性が確保できるのか少々不安に思います。ですから、監視カメラの設置・利用については、届出制とかの採用も一案かな、と考えています。

(河村)本当に悩ましい問題だと思います。

——— 自治体の立法能力もまた問題

(石村)自力では自主規制づくりすらママ成らないから、商店会とかの民間機関は、自治体に依存しようとしています。ところが、頼った先の自治体自体の“立法能力”も問題なわけです。

(河村)監視カメラの規制の場合には、そのよしあしはともかく、自治体の力量が問われますよね。

(石村)にもかかわらず、押し並べて自治体議員には条例などをつくる力が余りないわけです。

ですから、ほとんどの自治体は、まるで“総務省の御用達団体”で、中央のいいなりです。

(河村)そうした現実があることは否定できませんね。

(石村)そうした自治体が、民間機関の要望に応じて、官製のものであっても、本当に自力でガイドライン(運用基準)をつくれるのかも問題になります。自治体が面度みてやれないとなると、総務省が、しゃしゃり出てきて、役所に都合のいい内容で、民間のガイドライン(運用基準)のモデルまでつくりかねないわけです。

(河村)こうした実情にあることは重々承知しております。私どものいる国会も含め、役所(行政)依存症がこの国の隅々までしみ込んでいますからね。とは言うても“民力”に期待しないということでは、“市民が主役”の社会がいつまでたっても実現できないわけです。

(石村)ということは、市民本位、つまり役所本位でない内容のガイドラインをどのようにつくりあげるかが、問題の本質であると考えべきということですね。

(河村) そうです。首長の考え方で左右する面も大きいですからね。

——— 今回の法案の基本的なスタンスとは

(石村) ここまでお話を聞きまして、今回の民主党の監視カメラ規制立法の基本的なスタンスがおぼろげながら見えてきました。

(河村) ともかく、今回の法案では、官(行政)が設置する監視カメラの利用等をしっかりと適正化・透明化することに力点を置いたわけですね。もちろん、国法ですので、国の行政機関等だけをカバーしますが。

(石村) 警察など自治体の機関が設置する監視カメラの規制は大きな課題です。現実の監視カメラ規制においては、自治体の力量が大きく問われますね。

(河村) ですが、憲法が保障する「地方自治の尊重」の観点から、自治体が設置する監視カメラについては、どうしても国会の守備範囲から外れてしまうわけですね。わが国の骨格上やむをえないわけですね。

(石村) よく分かります。ともかく官が設置する監視カメラの透明性の確保が最大の課題だと思います。当面、国法で基本的なスタンスを明確にすることは大切な一歩だと思います。

(河村) そう言ってくださると嬉しいですね。

(石村) ともかく、官民を問わず、監視カメラについては、「市民本位」あるいは「市民の目線でのモニター」を徹底できるようにしなければなりません。

(河村) 同感ですよ。行政が設置する監視カメラの規制においても、市民参加の仕組みをつくることは重要な課題ですからね。国、自治体を問わず、プライバシー影響評価などの仕組みを盛り込み、市民の目線で監視カメラをモニターできるようにしなければなりませんね。

(石村) いわば、監視カメラを「市民監視」のもとに置くという「哲学」の必要性ですね。

(河村) まさに、求められているのはそういった視点です。重い課題ですけども。

——— なぜ監視カメラの功罪には触れないのか

(石村) 今回の監視カメラ規制法案では、監視カメラの功罪について一切触れていませんね。「監視カメラは絶対にダメ」という、いわゆる「プライバシー原理主義」の主張などについては、どう考えておられるのですか。

(河村) 今回の法案では、昨今指摘されている監

視カメラがいいのか悪いのか、つまりその有用性には触れていません。行政機関は当然に役に立つという前提で設置・利用していますからね。したがって、カメラの利用の適正化・透明化に重点を置いて法案を組み立てました。

(石村) その辺は、この法律の「目的」規定(1条)に書いていますね。

(河村) そのとおりです。「この法律は、行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等が国民のみだりに容貌の撮影等をされない自由、みだりに私生活に関する情報の収集又は管理をされない自由等を侵害するおそれがあることにかんがみ、行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化を図るための措置を講ずることにより、国民の権利と自由を保護することを目的とする」と、うたっています。まさに、この法律を議員立法でつくった私どもの「哲学」を言い表したものです。

(石村) この目的規定(1条)は、最高裁の1965年12月24日判決(判例時報577号18頁)をベースに書き上げたものですね。

(河村) そのとおりです。

——— なぜ規制機関を設けなかったのか

(石村) この法案では、主務大臣や第三者機関による監督とかの仕組みをまったくおいていませんね。

(河村) すでに触れましたように、この法案では、規制の対象は国の行政機関等に限定されています。しかも、カメラ等の設置、画像の利用・取扱いなどについて「適切な措置を講じなければならない」と定めています。

(石村) つまり、義務規定になっているわけですね。「適切な措置を講じるように努めるものとする」といった努力義務規定ではないわけですね。

(河村) そのとおりです。ですから、第三者機関とか主務大臣などによる監督とかは不要と思いますが。

(石村) となると、国の機関が設置する監視カメラにより権利を侵害された人がいたとします。

この場合、行政段階では、各省庁の窓口での苦情処理、総務省の行政評価局・管区行政評価局(行政相談課)、各市町村に配置された行政相談委員などに申立てをすることになるわけですか。

(河村) 実効性はともかくとして、そうしたルールを踏むことになると思います。具体的な救済措置は、法案3条2項10号「カメラ等の設置、画像の利用等に関する苦情の処理に関する事項」の規定に従い、政令で定められることとなります。

さらに、行政によるよろず相談では承服できな

いとか、がまんできない程の権利侵害があった場合には、行政訴訟を起こして裁判所で助けてもらえばいいわけです。

(石村)「二割司法」と言われるほど、国民が争いの解決に裁判所を活用する割合は少ないのが実情です。裁判にはカネ・テマ・ヒマがかかるなど、原因はさまざまあると思います。

(河村)ただ、問題の一端は、行政が余りにも“司法を代替する役割”をやり過ぎることにもあるわけです。三権分立がないがしろにされているわけです。ですから、ある意味では、行政救済のルートはできるだけ狭めていくやり方も一案ではないですか。今後、市民の目線での司法制度改革が順調に進めば、医者にかかるように弁護士にも気軽にかかるようになる可能性はあると思いますが。

(石村)国民の過度な行政依存からの脱却・自立にとっても、本当は、行政が余りしゃしゃり出てこないことが大事だと思いますね。この辺、大方の国民には、なかなか分かってもらえないところでしょうけれども。

(河村)わが国では、行政府の役人が、立法や司法の役割まで独占しがりますからね。わが国は、長く役所(行政)依存症で運営されてきましたけども。国民の側の意識改革も重要ですよ。

なぜ

「報道等」の適用除外規定がないのか

(石村)話を本題に戻しますが、この法案では、例えば行政機関等が捜査の目的で設置するカメラについては、「正当な理由」があれば、「設置場所の明示」や「本人が適切に関与し得る」ことを求めないこととされています(法案3条1項2号、5号)。しかし、「報道等」、「学術・文芸」などについて、特に適用除外の定めをしていません。これは、どういった理由からなのでしょう。

(河村)「犯罪捜査等」のための使用の例としては、不法滞在者の摘発をねらいに入国管理局が監視カメラを設置するようなケースが想定されず。指摘された「報道等」については、この法律がそもそも民間機関には適用がないわけです。ですから、こうした分野についてあえて適用除外の定めをする必要がないという趣旨です。わかりづらいですかね。

(石村)いや、分かります。

(河村)それから、この法律は“人の監視”についてのみ適用になります。

(石村)そうでしたね。

(河村)この法案は、一応のたたき台と思ってください。細部については、もっと詰め作業が要りますね。

行政機関による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案(監視カメラ規制法案)

【本国会での動き】

7月10日(木) 民主党監視カメラWTにて議論

7月16日(水) 民主党内閣府・市民子ども合同部会にて議論

7月16日(水) 民主党「次の内閣」にて中間報告

7月23日(水) 民主党「次の内閣」にて国会提出する旨を決定

7月28日(月) 民主党が衆議院内閣委員会理事会にて閉会中の審査申し入れ

問われる

国会や裁判所が設置する監視カメラ

(石村)国会や裁判所なども、その周辺や入口などに次々と監視カメラを設置する状況にあるわけです。こうした場所での規制についてはどのように考えているのでしょうか。

(河村)三権分立の原則にも配慮しなければなりませんからね。それから、今回の法律は、先ほどから触れているように、本来、“国の行政機関等”が関係する監視カメラを規制の対象としています。ですが、法案4条〔国会等における人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化〕の規定をおきました。

(石村)同条では「衆議院、参議院及び裁判所は、その施設において人の監視のためのカメラ等を使用する場合等には、前条の規定に準じて、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等に関し、適切な措置を講じなければならない」と定めていますね。

(河村)そのとおりです。義務規定としたわけです。運用基準といいますか、あるいはガイドラインといいますか、それぞれ独自にしっかりしたルールをつくってカメラの設置・利用を透明化するように求めたわけです。実は、ある週刊誌に、「国会周辺に監視カメラの包囲網」と報じられました。それで、周辺の視察と運用ルールの存否を確認したわけです。恥ずかしいかな、国会の事務当局には、カメラの運用基準すらなかったのですよ。

(石村)まったくのブラックボックスになっていたわけですね。

(河村)そうです。

(石村)まさに、立法府のプライバシー意識が問われていますね。まさか、“公人はもともと丸裸”、と云ってのことではないでしょうけれど。

(河村)国会や議員会館などには、ふつうの人たちもたくさんやってきますからね。こうした人たちの肖像権、プライバシー権を護るのは、私ども国会議員の重要な任務の一つです。認識不足を自覚させられた次第です。

急増する さまざまな監視カメラ

(石村)防犯目的で設置する監視カメラは、広く「公共空間」を対象に設置・使用されていますね。

(河村)そのとおりです。これらの監視カメラの大多数は、所管が「国」よりも「自治体」になるのではないですか。

(石村)仰せのとおりです。「国」よりも「自治体」が関与するものです。

(河村)例えば、都道府県警察が設置するカメラのケースですか。

(石村)そうです。例えば、警視庁では昨年2月、新宿区歌舞伎町地区に50台の監視カメラを設置しました。このケースでは、画像は1週間単位で書き換えられ、捜査に必要な場合には、該当する警察署などに対し任意提出の手続きを取っているようです。

(河村)それから、警察庁が2001年から設置を進めているカメラ付きのスーパー防犯灯がありますよね。

(石村)そうです。これは、緊急時に通報ボタンをプッシュすると、警察官と通報した者が直接インターホーンで話ができて、通報者の周囲の画像が警察のモニターに映し出される仕組みになっています。画像は、24～48時間単位で書き換えられます。消去する前の画像は、あらかじめ許された者だけが見ることができるようです。

(河村)その他には、自治体自体が公共空間に監視カメラを設置するケースがありますね。

(石村)自治体が管理する公共施設や公道に設置する監視カメラはいっぱいあると思います。

—— 民間機関が設置する監視カメラの規制

(河村)それから、商店会や自治会などの民間機関が設置する監視カメラがあります。

(石村)長崎市の中一の少年による男児誘拐・殺人事件では、商店会の設置する監視カメラの画像が、事件解決のきっかけになったことでも、有名になったタイプのものですね。

(河村)それから、民間企業や学校・民間施設、さらには私人の住居の入口や駐車場などに設置する監視カメラがありますよね。

(石村)この種の監視カメラの規制は、ガイドラ

イン(運用基準)やマル適マークなどで適正化する方向がベターではないでしょうか。

(河村)とくに、私人の住宅の玄関先やマンションのエレベーター内などに設置された装置で、しかも小規模なものについては、マル適マークで十分かもしれませんね。もちろん、どこがマル適マークを出すのかの課題がありますけども。

(石村)ただ、この種の監視カメラの中には、純粹に防犯や交通管制などが目的なのか、あるいは就業や就学状況をモニターする目的で設置・利用されているのか境界がはっきりしないケースも少なくありませんね。

(河村)教室にカメラを設置している学校があるのですか。

(石村)都内の私立大学などでも、キャンパスの学生・教職員などが往来する空間はもちろんのこと、教室内にカメラを設置しているところもあります。

(河村)教室内にカメラを置いたら、先生方は萎縮してしまいませんか。学問の自由、労働権上の問題があるような臭いもするけども。

(石村)名目は、休んだ学生が自習できるように授業をビデオ撮りし、バックアップ体制を敷こうということなのでしょうけど。

(河村)ただ、適正・透明なルールがないとダメですよ。

(石村)これは、大学だけではなく、金融機関などでも同じです。カメラの設置が、コンプライアンス(法令・規則・労働契約などの遵守)状況のモニターにもねらいがある場合には、労使の合意による運用基準(ガイドライン)のあることが前提でしょう。この点、諸外国では、「職場監視とプライバシー(workplace surveillance and privacy)」の問題として、検討されてきています。

(河村)それに、学生や顧客の肖像権保護の問題もありますからね。

(石村)ともかく、わが国では、監視カメラの問題は、「防犯」という視点から検討されてきました。ですから、刑法の学者や犯罪取締の専門家などが、この道のプロとされてきました。これではダメなわけです。「人権保護」の視点から、市民の目線で監視カメラの要・不要を検討する必要があります。

—— 欧米ではどうか

(河村)こうした点、外国ではどうですか。

(石村)イギリスなどでも、当初は、わが国の現在と同様な状況でした。しかし、その後、監視カメラの効能とプライバシーとのバランスが重視さ

れるようになりました。

(河村)つまり、「人権保護」の観点も織り込んだ上で、やっているわけですね。

(石村)そうです。EU諸国では、ふつうプライバシー・コミッションのような独立した第三者機関が、個人情報保護法に基づき監視カメラガイドライン(Code of Conduct)をつくっています。

(河村)民間機関は、独自の運用基準(Code of Conduct)はつくっていないのですか。

(石村)独立した第三者機関がつくったガイドラインにしたがって、それぞれの民間機関が独自の運用基準・ガイドラインをつくり、適正化・透明化をはかっています。

(河村)アメリカではどうですか。

(石村)ご承知のように、アメリカは、小さな政府がモットーの国です。プライバシー保護についても、第三者機関などを設け「官民規制」を行うことには消極的な姿勢を貫いています。

(河村)ということは、監視カメラの規制についても、「民民規制」に徹しているわけですか。

(石村)そうです。概して、連邦あるいは州政府、地方団体などが、民間機関向けの監視カメラガイドラインをつくる風土にはありません。役所依存体質の強いEU諸国とは違います。

(河村)まあ、アメリカは、民間のことはできるだけ民間に任せるという考えですから、オムニバス方式、つまり官民双方に適用ある方式の法律で個人情報を保護する政策をとるEU諸国とは違いますからね。

(石村)そうですね。アメリカは、民間の個人情報の保護については、できるだけ「民民規制」に徹しようという方向性ですね。

(河村)となると、アメリカでは、民間の監視カメラはどのような形で適正化・透明化をはかっているのですか。

(石村)そうですね。例えば、アメリカの大学では、キャンパス内に監視カメラを設置するケースは少なくありません。ただ、この場合でも、必ず独自につくった運用基準(Code of Practice)、運用指針(Policy)などを定めています。

(河村)もちろん、プライバシーに配慮してのことですね。

(石村)そうです。こうした運用基準に、民主党の法案に盛り込まれたような項目に加え、既設のカメラ存廃についての定期的なゼロベース審査、プライバシー影響評価や苦情処理機関の設置などが盛られています。

——— 米連邦議会、公聴会を開催

(河村)もう少しアメリカの事情について教えてください。政府といいますか、行政といいますか、いわゆる「官」が設置する監視カメラ規制については、連邦議会などでは、まったく議論されていないのですか。

(石村)最近では、2002年3月22日に、議論されています。連邦議会下院(House of representatives)の行政改革委員会(Committee on Government Reform)首都小委員会(Subcommittee on the District of Columbia)で、「プライバシー対安全～首都における電子監視(Privacy vs. Security: Electronic Surveillance in the Nation's Capital)」という議題で、公聴会が開催されました。そこで、監視カメラ問題が論じられました。

(河村)どのようなスタンスで開かれたのでしょうか。

(石村)この点については、小委員会委員長を務めたモレーラ(Morella)下院議員の開催のあいさつに表わされています。ちょっと紹介してみます。

「私が、本日、この公聴会を開催したのは、不幸なことに、これら「ビデオカメラなどを使った電子監視」の問題に関し、公開の議論がまったく行われてきていないと感じたからであります。警備保障業協会や国際警察署長団体などを含めた電子監視を支持する人達ですら、こうした技術に対する一般大衆からの幅広い要望がある場合に限り警察は監視カメラを使用すべきである、と認識しています。

首都(DC)においては、この種のカメラについて、賛成と反対の意見があり、はっきりとしたコンセンサスがありません。市民は、電子監視が、ルイズ・ブランダイス連邦最高裁判事が記した私たちに最も貴重な権利～『一人にしてもらう権利』～を始めとした市民の権利を侵害するものではないとの確信を持ってなければなりません。」

(河村)要するに、ワシントンでは、テロ対策などから、電子監視が格段に強化された。ところが、市民のプライバシーがないがしろにされている。これではダメだということで、連邦議会でも検討してみようとのことで、公聴会が開かれたわけですね。

(石村)そうです。当日は、公聴会に、ワシントンDC市議会の司法委員会委員長、助役および警察署長、国立公園管理庁の役人、自由人権協会の役員、弁護士会の役員、NPOのランド(Rand)の政策分析担当者が招かれ、「プライバシーと安全」につい

で幅広く議論が行われました。

(www.dwatch.com/issues/privacy.htm)

できれば、近いうちに、この資料を、PIJで邦訳し、紹介しようと思っています。かなり、わが国にも、参考になる意見が述べられていますから。

(河村) まあ、アメリカなど欧米諸国は、プライバシーに関する文化が違いますし、人権感覚も相当違いますからね。

(石村) 残念ですが、この面では、わが国は発展途上の国の一つに挙げてもいいような実情にありますからね。

(河村) わが国でも、このまま監視カメラが無原則に国中に増殖して行くのは問題ですよ。いくら安全のためと言っても、外に出れば、あらゆることからカメラで見透かされているようでは気持ちがよくないですからね。

(石村) イギリスのロンドンでは、平凡な市民が、街中を歩けば、平均で一日300回は監視カメラで撮られるといった状況だそうです。こうした監視カメラ社会化現象そのものをどう考えるのか、政治が責任を負う政策課題の一つなのではないでしょうか。このまま野放しにしておくと、警察が勝手に画像をリンケージして、犯罪者でもない市民の所在確認などをやり始めないともいえません。これまで、こうした監視カメラの“影”の部分、ほとんどともに議論されてこなかったわけです。

(河村) まさに私ども政治家の責任ですね。

(石村) “みんなで監視しあえば悪いことは起きない”、といった風土も、わが国で無原則な監視カメラの設置・利用を許してきた原因でしょうけども。

(河村) 先ほどあげられた、既設のカメラ存廃についての定期的なゼロベース審査とか、プライバシー影響評価システムとかは参考になりますね。

アメリカで常識となっている適正化・透明化のプロセスなどを、よく調べて紹介してください。私ども民主党はもっと完成度の高い法律づくりに向けて努力しますので。

自治体による 各種の監視カメラ規制の課題

(石村) 話を戻しますが、ともかく、国の行政機関以外のものが設置する監視カメラは、多様です。

(河村) こうした設置者(設置主体)が違う監視カメラの使用をどう適正化するかは、大変難しい課題ですね。一律に束ねてしまうわけにも行きませんね。

(石村) 今回の民主党がつくった法案5条〔地方公共団体による人の監視のためのカメラ等の使用

等の適正化〕では、「地方公共団体は、人の監視のためにカメラ等を使用する場合等には、この法律の規定に基づく国の施策に準じて、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めていますね。

(河村) 自治体に対しては、努力義務を課しています。これは、先ほども触れましたけども、地方自治の尊重という観点からの発想です。つまり、自治体が設置・使用する監視カメラについては、自治体が独自の視点から、自治体条例ないしはガイドライン(運用基準)をつくって対応して欲しいという趣旨です。

——— 特殊な監視カメラへの対応

(石村) 一口に自治体といっても、都道府県と市区町村があります。ですから、例えば、警視庁や都道府県警察が設置する監視カメラを、市区町村の定めた条例や運用基準で規制できるのかどうかは課題になります。例えばですが、杉並区内の公道に設置されているNシステム(車両のナンバープレートを認識・撮影し、走行速度を割り出す装置)を、同区が定めた条例や運用基準で規制できるのでしょうか。

(河村) Nシステムは特殊な監視カメラシステムです。しかし、現時点では、まったくのブラックボックス状態です。特別な法律やガイドライン(運用基準)で適正化・透明化をはかる必要があるのではないのでしょうか。全国にまたがりますしね。

(石村) 法技術論の面を含め、これからの重要な検討課題だと思いますが。

(河村) 埼玉県知事に上田清司氏がなりましたからね。彼だったら、県レベルでの監視カメラ規制に前向きに取り組むと思いますよ。石村代表からもアプローチしてみてください。

(石村) Nシステムのような場合、やはり、透明化には国法での対応が要るように思います。

(河村) 自治体警察が原則なのですが、現実には中央集権化していて、監視システムに対しても全国的な規制が必要なわけですよ。実に悩ましい問題です。

——— 「顔面認識技術」の使用には 令状主義の適用を

(石村) それから、監視技術は日々刻々と進化しています。しかし、いわゆる“つり合い”を考えることも大事です。つまり、不必要に高度な監視技術を使用しないように、歯止めも要ります。

(河村) 市民の目線で監視カメラのあり方を考え

ると、当然のことでしょうけど。人権保護の観点からですね。

(石村) そうです。例えば、アメリカのバージニア州では、州や自治体の捜査機関が「顔面認識技術 (facial recognition technology)」を使う場合には、裁判所の許諾を要件としています。2002年2月の州議会での法改正により、テロ対策立法の一環として新たに設けられた制度です。

(河村) “顔面認識技術” は、「犯罪捜査」つまり特定の犯人の割り出しには必要な技術だけでも、「防犯」には必要性を超えており、不適切ということですね。

(石村) そうです。ですから、この技術の使用には、一種の令状主義の原理を適用しようという趣旨です。

(河村) なるほど。“顔面認識技術” の使用は、原則禁止。では、例外的にこの技術を使いたいと思う場合に、捜査機関は、具体的には、どういった手続を踏むことになっているのですか。

(石村) 簡単にまとめると、下の表のとおりです。

バージニア州での
裁判所への顔面認識技術使用許諾手続の手順

ステップ1 捜査機関が、使用申請書を作成する 《申請書の記載事項》 捜査機関と申請者の身元、申請書記載事項の細目 (捜査対象となっている犯罪の種類、顔面認識技術が使用される特定の場所や施設、暴照合の方法、望顔面認識技術の使用の対象となる人物ないしはグループ、某使用する顔面認識技術およびデータベースの詳細) 顔面認識技術の使用期間、同一人物についてこの技術を使用する場合には、前の申請事実の詳細、使用期間の更新の場合には、これまでの使用結果報告ないしは期待された成果が得られなかった合理的な理由。この場合、裁判所は、この期間更新申請の許諾にあたり、追加的な資料ないしは証言を求めことも可。
ステップ2 使用申請書を、州法務長官が、必要性をチェックした上で、所轄の裁判所に提出する。 《法務長官のチェック事項》 顔面認識技術の使用許諾が、特定の犯罪の証拠収集が目的であるかどうか、手配中の人物との照合が目的であるかどうか、照合の対象とされる人物やグループがテロ集団に関連を持つと確認できること、捜査機関が手配中と記録している者と確認すること。
ステップ3 裁判所は、内容を審査し、必要な場合には、当局に追加的な資料の提出や証言を求める。 使用の必要性があると判断した場合、90日間の顔面

認識技術の使用を許諾する。その後の期間の更新は、必要性があるときに認められる。ただし、いかなる場合でも、60日を超えてはならない。

《使用許諾状の記載事項》

顔面認識技術の使用の対象となる人物ないしはグループ、顔面認識技術が使用される特定の場所や施設、使用する顔面認識技術の詳細、データベースの詳細、顔面認識技術を使用する機関の名称、指定された機関が顔面認識技術を使用する条件、90日を超えない使用期間、裁判所の求めに応じて、その進展状況などを記した中間報告を提出すること、対象外の証拠収集、手配以外の人物や照合が行われないように、関連しない顔面画像の速やかな廃棄、いかなる理由があるにしろ、当該画像の10日を超える保存を禁じる条件

(河村) 何か、顔面認識技術の使用については、本当に厳しい条件をつけているのですね。わが国では、ちょっとカゼを引いても抗生物質を投与する風土にありますからね。高性能薬を使わせると製薬業界は儲かるからね。でも、抗生物質を常時使うのは、逆に人体には“有害”ですからね。

(石村) まさに同じ論理です。単なる「防犯」に顔面認識技術など必要ないわけです。高性能なものを売りつければ、監視カメラ業界は儲かるかもしれませんが。しかし、“人権保護”の面からは、高性能な監視カメラは、明らかに“有害”といえます。

(河村) ともなく、“つり合い”が大切なことがよく分かりました。監視カメラについて、わが国は、あたかも医者処方箋がなくとも抗生物質をだれでも使えるような状況なわけですね。高性能の監視カメラ使用については、裁判所が出す“処方箋”、いや“許可状”のような仕組みを入れるのも一案ですね。ただ、わが国での現実の令状の発行のやり方については、その本来の機能を発揮しているのかどうか、少々不安があるので、改善が要るかも知れませんが。

——— 官民競合施設の監視カメラや
警察直結の民間監視カメラの規制

(石村) この辺で話を戻したいと思います。

(河村) 申し訳ありません。いろいろと興味本位で聞いてしまいました。わが国での監視カメラの問題を議論しましょう。

(石村) それで、監視カメラが民間施設と公共施設とが一体化して特定の地域に設置されている場合があります。この場合、カメラの使用規制はどうあるべきなのでしょう。

(河村) 例えば、ショッピングセンター内に、市

役所の出先とか、県営の体育施設があるケースですか。

(石村) そのセンター全域をカバーできる監視カメラシステムの規制はどうしますか。

(河村) 自治体の条例や運用基準が、オムニバス方式で定められている場合には、双方をカバーできると思います。

(石村) ただ、民間が設置する監視カメラについては、官民規制方式はとらない、つまり民規に徹する、といった「原理主義」を守るとします。となると、例えば、自治体と商店会ないしは町内会が共同で設置する監視カメラについては、自治体がつくった「自主規制」プランに事業者や住民が相乗りするだけの進め方でいいのかが問題になりますね。

(河村) その自主規制プランを「市民本位」の内容にできるのか、悩ましい問題がありますね。

(石村) それから、愛知で問題になっている警察に直結した「コンビニ監視カメラ」の場合などはどうでしょうか。

(河村) この問題は、私の出身地でもあり、実態調査をしました。昨年(2002年)10月に、名古屋市港区のコンビニに警察直通の監視カメラが設置されました。このシステムでは、コンビニと最寄の港警察署とが電話回線でリンクされ、画像は警察に生中継されます。警察は常時モニターしているわけではなく、店側が緊急時にボタンをプッシュすると、警察側がモニターできるというものです。

(石村) 防犯の目的を超えている気もしますが、警察側からカメラの遠隔操作ができると聞いていますが。

(河村) 私もそう聞いています。県警には、コンビニを「第二交番＝地域防犯拠点」にしようという構想があるようです。県下2000余りのコンビニにこの種のカメラを設置しようという動きがあります。

(石村) こうした警察直結の民間監視カメラについては、特別の条例をつくって対応する必要があるかと思えます。

(河村) 運用基準(ガイドライン)や協定だけでは不十分ですね。私も地元で大いに問題にはしています。首長や県議会議員が、こうしたコンビニ監視カメラシステムを重大なプライバシー問題の一つとして重く受け止めて対応して欲しいですね。市民の意識もいまいち、悩ましい問題です。

——— 生活安全条例にみる
監視カメラ設置の取扱い

(石村) 最近、各地で次々と生活安全条例やまちづくり条例などがつくられています。この種の条

例には典型的なパターンがあります。それは、安全確保を目的に、自治体・住民・事業者・警察などからなる「生活安全協議会」をつくる方式です。この集合体では、自治体や警察が規約づくりなどを主導するのが常です。

(河村) まさに、役所主導の自警団的な発想ではないですか。こうした形、昔から、日本人は好きですからね。役所依存症の呪縛から逃れられない国民性からすれば、ある意味では当然のパターンなのでしょうけど。

(石村) 一方、各地の自治体(市区町村)が定める生活安全条例などでは、マンションなどの建設者に対し、監視カメラの設置を奨励ないしは義務づけしているところもあります。また、自治体によっては、監視カメラの設置を半ば強制し、警察署長と協議しない場合には処罰する規定を盛り込んでいます。

(河村) けども、条例に「監視カメラ使用等の適正化」の規定を挿入しているケースはないでしょう。

(石村) 仰せのとおりです。そもそも、わが国では、最近まで、監視カメラの設置・利用に関して、プライバシーとか肖像権とかをどう護るのかについて、まともな議論はありませんでしたからね。それどころか、条例で事業者などに対し「防犯灯」の設置を義務づけている場合、これがエスカレートして行き、警察からカメラ付きの「スーパー防犯灯」の設置を指導される事態も予想される状況です。

(河村) 役割を終えたカメラの撤去などを含め、監視カメラの使用等の適正化・透明化は重要なことですね。もっとも、マンションなど集合住宅の私的空間とかに設置する監視カメラは、条例で規制する必要があるのか、よく吟味する必要があるかと思えますけども。生活安全条例に、私的空間に設置される監視カメラの使用等の適正化・透明化規定を盛り込む、というのではまずいのかも知れないですね。

(石村) ただ、条例で私的施設に対し監視カメラの設置を義務づけているのに、監視カメラの使用等の適正化・透明化をガイドライン(運用基準)でやるべきだとするのでよいのでしょうか。

——— 監視カメラ基本条例と
運用基準の二本建でうまく行くのか

(河村) そう考えると、単体の官民双方をカバーするオムニバス方式の「監視カメラ基本条例」がベターということになりますか。

(石村) ただ、「原則」を並べただけの監視カメ

ラ基本条例をつくったところで、本当に市民の目線からの適正化・透明化は難しいでしょう。

(河村)基本条例にそって、商店会やマンションの管理組合など監視カメラの各規制主体が独自の運用基準(ガイドライン)をつくり、自主規制をするのはいけませんか。

(石村)しかし、河村代議士は、商店会とかが自力で運用基準をつくれると思いますか。難しいのではないですか。作る力量がないとすると、自治体や警察などがつくった官製のモデル運用基準をコピーするだけになってしまいますからね。

(河村)そういう方向に進む可能性は大いにあり、ですね。

(石村)警察が「安全・安心まちづくりカメラ設置推進要綱」のようなモデルをつくり、監視カメラを設置する商店会や町内会などに採択を奨励する方向に進むような気もします。こうした要綱が、真に、「市民の目線でつくられる」可能性が、まったくないわけではありませんが。ただ、それこそ、自警団的な発想だけが先行することが危惧されます。警察とか、自治体とかと連携することをすべて悪いなどとは毛頭思っていない。しかし、常に問われるのは、「市民が主役」になれるのかどうかです。

(河村)PIJとか、日弁連とかが頑張ってくださいよ。そして、民間が設置・利用する監視カメラについて、「市民が主役」の立場からの「模範運用基準(モデル・ガイドライン)」を仕上げてください。繰り返すようですが、民間の監視カメラについては、できる限り、許可制や届出制など役所(官)の規制を前提としないガイドラインによるルールづくりが必要です。こうした方向性は、「国民の自立」、「政府規制の撤廃」、「小さな政府」の理念とも一致しますからね。

(石村)私どもPIJは、政策提言団体です。したがって、プライバシー原理主義を死守する立場から「監視カメラ絶対ダメ」を繰り返す団体とは違います。各国の自主規制サンプルを訳出したりして、早急にひな形(モデル・ガイドライン)の作成に努力します。

日弁連や杉並区などの動き

(河村)日弁連(日本弁護士連合会)はどのような動きをしておりますか。

(石村)2003年7月11日に、日弁連の人権擁護委員会第5部に呼ばれました。監視カメラ問題を検討する際の素材を提供して欲しいということで、出前レクチャーをしました。

(河村)民間の監視カメラの運用基準(ガイドライン)のひな形をまとめようという雰囲気でしたか。

(石村)まず、問題状況をつかもうという雰囲気でした。何をしたらよいか、暗中模索といった感じを受けました。むしろ、民主党の監視カメラ問題WTができる前に、私や河村代議士などがまとめた原案に対する注文を受けました。

(河村)そうでしたか。しかし、石村代表が問題状況をよく説明されたのでしょうから。センスの良い方々です。きっと立派なモデル・ガイドラインづくりを進める方向で動いてくださるのではないかと期待しています。国会や私ども国会議員が、運用基準のひな形を用意するのは、何と云っていいのかわかりませんが、悩ましいところがありますからね(笑い)。

(石村)本筋から外れてしまいますからね。私どもPIJでも、急いでひな形の検討を進めます。

(河村)東京都杉並区では、7月31日に、監視カメラ専門家会議を立ち上げたようですね。山田宏区長は、住民のプライバシーを大事にする区政を進めることでは、筋金入りの人物ですからね。

(石村)杉並区の監視カメラ専門家会議(三好達会長~元最高裁長官)は、監視カメラを、住民の目線で利用規制しようという趣旨で立ち上げられた諮問機関です。一応、私も委員として参加しています。議事録等については、杉並区のホームページにアクセスすれば、閲覧できます。

(河村)全国初の動きですからね。山田区長は、目利きですよ。住基ネットについても、山田区長は、当初から疑問を提起しましたからね。ともかく、中央主導の国ですから、総務省の目線でやれば、摩擦は避けられるのですが。それでは、住民自治の意味はないわけです。確かに、山田区長が、住民の目線で区政を引っ張っていくのは大変だと思います。ただ、金太郎飴のような区政をやっているようでは、中央集権・中央官僚による役所社会主義は変えられないですかね。

(石村)山田宏区長、中田宏・横浜市長、田中康夫・長野県知事、それに、上田清司・埼玉県知事。

「住民が主役」の政治に期待できる顔がそろってきたような気がします。松沢成文・神奈川知事は、ちょっとイエローカード、のような気がします。

(河村)松沢知事が、住基ネット見直しをマニフェスト(政権公約)の一つに掲げたのに、就任早々、おろしてしまったことですね。

(石村)そうです。総務省に何か弱みを握られて

いるのでは、と勘ぐりたくもなりますが。
 (河村) 悩ましいところですね。松沢知事ガンバレ!とっておきましょう。

(石村) 河村代議士、今回は、ご多忙な折、いろいろとお話をありがとうございました。

行政機関等による 人の監視のためのカメラ等の使用等の 適正化に関する法律案

民主党監視カメラ問題ワーキングチーム

2003年7月16日

(目的)

第一条 この法律は、行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等が国民のみだりに容ぼう貌の撮影等をされない自由、みだりに私生活に関する情報の収集又は管理をされない自由等を侵害するおそれがあることにかんがみ、行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化を図るための措置を講ずることにより、国民の権利と自由を保護することを目的とする。

(行政機関)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第

七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

(行政機関による

人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化)

第三条 人を監視するためにカメラ、ビデオカメラその他対象を撮像して表示し又は記録する装置（以下「カメラ等」という。）を一定の場所に継続的に設置し、又は当該カメラ等によって記録された画像を利用する行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる基本原則にのっとり、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 一 カメラ等の設置に当たっては、あらかじめその設置目的が明確にされていなければならない、かつ、その設置目的が適正なものでなければならないものとする。
- 二 カメラ等の設置に当たっては、設置目的に照らし正当な理由がある場合を除き、当該カメラ等によって撮像される個人に対

し、その設置の場所及び設置目的が明示されなければならないものとする。

三 カメラ等によって記録された画像（以下単に「画像」という。）は、当該カメラ等の設置目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。かつ、当該画像によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に規定がある場合を除き、設置目的以外の目的に利用され、又は提供されてはならないものとする。

四 画像は、設置目的の達成に必要な範囲内で正確な内容に保たれなければならないものとする。

五 画像の取扱いに当たっては、設置目的に照らし正当な理由がある場合を除き、本人が適切に関与し得るよう必要な措置が講じられなければならないものとする。

六 画像の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置が講じられなければならないものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 カメラ等の設置目的に関する事項
- 二 カメラ等の設置場所及び撮像範囲に関する事項
- 三 画像の取扱いの制限に関する事項
- 四 法令の規定に基づき画像を他の機関等に提供した場合の本人への通知に関する事項
- 五 本人に対する画像の開示に関する事項
- 六 画像の安全管理に関する事項
- 七 画像の保存期間に関する事項
- 八 画像の廃棄方法に関する事項
- 九 カメラ等の設置、画像の利用等に関する苦情の処理に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等を適切に行うために必要な事項

4 第二項の政令は、国民のみだりに容貌の撮

影等をされない自由等を尊重するとともに、カメラ等の設置が不服申立てをする権利、行政文書の開示を請求する権利その他の行政機関に対する国民の権利の行使等の妨げとなることがないように配慮することを旨として定めるものとする。

（国会等における
人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化）

第四条 衆議院、参議院及び裁判所は、その施設において人の監視のためにカメラ等を使用する場合等には、前条の規定に準じて、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等に関し、適切な措置を講じなければならない。

（地方公共団体による
人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化）

第五条 地方公共団体は、人の監視のためにカメラ等を使用する場合等には、この法律の規定に基づく国の施策に準じて、カメラ等の設置、画像の利用、画像の取扱い等に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等が国民のみだりに容貌の撮影等をされない自由、みだりに私生活に関する情報の収集又は管理をされない自由等を侵害するおそれがあることにかんがみ、行政機関等による人の監視のためのカメラ等の使用等の適正化を図るための措置を講ずることにより、国民の権利と自由を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アメリカ・ペンシルバニア大学 監視カメラ運用指針

— University of Pennsylvania, Division of Public Safety —

ペンシルバニア大学公共安全部

PIJ監視カメラ立法対策プロジェクトチーム（PT）

石村 耕治（白舒大学教授・PIJ代表）

アメリカにおいては、連邦および各州には、公的セクターだけをカバーするプライバシー法がある。また、各州では、警察や安全保障の任務を担当する行政機関などが設置・利用する特別な監視カメラ装置について、個別の法令や規則で適正化・透明化をねらいとしたルールを定めている。こうした特別な監視カメラプログラムなどを除けば、民間機関などが設置・利用するものも含め、監視カメラの規制は、ガイドライン（運用基準）などによる自主規制方式によっている。

アメリカの大学のキャンパスは概して広大である。キャンパス内での安全保障の確保は、どこの大学でも重い課題である。防犯や交通管制などをねらいに、監視カメラ（CCTV）を設置・利用を余儀なくされているケースは多い。しかし、監視カメラの設置・利用には別の難題がある。被写体とされる教職員、訪問者などの肖像権、プライバシー権の保護の課題である。

アメリカの大学の設置形態は、連邦設立大学、州立大学、公立大学、私立大学と多様である。ここでは、アメリカの大学の発生史には深く入らないが、官立か、私立かを問わず、大学のあらゆる規律について、自主規制が基本とされている。その背景には、学問の自由とか、大学の自治とか、基本理念とのバランスへの配慮がある。大学キャンパス内での監視カメラの設置・利用についても、一般に、大学独自でガイドライン（運用基準）を定め、自主規制に努めている。

わが国でも、民間機関などが設置・利用する監視カメラについては、市民の目線でコントロールできるルールが求められている。“市民が主役”の視点からルールづくりをするには、ガイドライン（運用基準）による自主規制が望ましい。

一口に自主規制といっても、多様な機関に一律に適用できる基準をつくるのは容易ではない。それぞれの機関の特性を尊重した上での運用基準づくりが求められて当然である。

ここでは、アメリカのペンシルバニア大学の運用指針～「安全保障目的での公共場所の監視および撮像用テレビカメラ（Closed Circuit Television Monitoring and Recording of Public Areas for Safety and Security Purposes）」～を仮訳する。わが国において、民間主導での監視カメラガイドライン（運用基準）をつくる際の参考資料を提供したい。

《仮訳》アメリカ・ペンシルバニア大学 監視カメラ運用指針

ペンシルバニア大学公共安全部

安全警備目的での公共の場所の監視および
撮像用有線テレビカメラ運用指針
(Policy for Closed Circuit Television Monitoring
and Recording of Public Areas for Safety and
Security Purposes)

目 的

この運用指針は、安全警備目的での公共場所の監視および撮像用の有線テレビカメラ（CCTV）の使用を規制するのが目的である。

範 囲

この運用指針は、有線テレビカメラを使用して監視および撮像を行う場合に、すべての職員、学部ならびにセンターに適用される。この技術が、人を対象とした研究に関する大学の指針の適用対象となるときには、この運用指針は適用除外となる。

基本原則

A．大学の公共安全部は、最新の技術、最良の公共および私人の警備業務を集約することにより、

キャンパスコミュニティの生活の質の向上を目指している。有線テレビカメラは、最新の技術を使った総合的な警備計画にとり重要な要素である。

B．警備職員が有線テレビカメラを使用して公共の場所を監視するのは、大学コミュニティの安全と財産を保護するために、犯罪を防止し、かつ、州警察を支援することが目的である。警備技術および警備職員を他の目的（例えば、有線テレビカメラを使った政治活動もしくは宗教活動の監視、または教職員および学生の評定をねらいとした監視）に流用することは、本来使われるべき重要な警備目的用の資材や人材を毀損することにもつながる。したがって、この運用指針により禁止される。

C．警備目的でビデオ監視を行う場合には、専門職的、倫理的かつ合法的な方法で実施するものとする。職員は、ビデオ監視の任務にあたる場合には、適切な講習を受けかつこの技術が責任ある使用に供されるように常時監督のもとに置かれるものとする。この指針に示されたビデオ監視用手順基準に対する違反がある場合には、本大学の教職員関連規則に従い、懲戒の対象とするものとする。

D．ビデオ監視により得られた情報は、専ら警備目的および法執行目的に使用するものとする。ビデオ監視により得られた情報は、この運用基準の中で確立された手順に従い、公共安全担当副学長が許可した場合に限り、開示されるものとする。

E．警備目的での公共の場所のビデオ監視は、差別禁止指針、性的いやがらせ指針、表現の自由ガイドラインおよびその他関連指針など、本大学のすべての現行の指針に適合する方法において、実施されるものとする。ビデオ監視の運用基準は、差別禁止指針に示された特徴および分類（例えば、人種、性別、性的容姿、門地、身体的な欠陥など）を注視する監視を禁止している。

F．本大学において警備目的で公共の場所をビデオ監視する場合には、その使用は、法律でプライバシーにあたるとして侵害しないように合理的に期待される範囲に、制限される。

G．合意に基づく大学コミュニティを維持するために、公共安全部は、有線テレビカメラで監視している目的および設置場所を明らかにした文書ならびに有線テレビカメラ使用ガイドラインを定期的に頒布するものとする。公共安全部が外部有線テレビカメラを設置し監視している場所は、大学

広報に公表するものとする。

H．この運用指針に違反して得られた情報は、大学教授会、事務局または学生団体の構成員に対する懲戒手続に利用できないものとする。

I．この運用指針は、その発効前から使用されているすべてのビデオ監視および撮像に対しても、発効後12カ月以内に適用するものとする。

責 務

A．公共安全部は、大学内における安全警備目的での有線テレビカメラを使用した監視を監督し、かつ、調整する責任を負う部門である。大学内の有線テレビカメラを使用したあらゆる場所の監視において、それぞれの操作にあたっては、この運用指針を遵守する義務を負う。公共安全部は、この運用指針を頒布し、かつ、他の部門がこの指針や手続を執行する際の支援を行う職責を担う窓口である。

B．公共安全担当副学長が、大学内での安全警備目的でのあらゆる有線テレビカメラを使った監視を許可する責任を負うものとする。新規の設置にあたり、公共安全部は基本原則に従うものとする。この運用指針発効前からある優先テレビカメラ監視システムについては、この指針に基づいた評価を実施するものとする。

C．公共安全部は、大学のテレビカメラ監視が最高の水準と防備にかなうものであるように、関連法および警備産業の実情について最新の動きに注目するものとする。

D．有線テレビカメラ監視委員会を設置し、公共安全部が有線テレビカメラの使用において既定の運用指針および手続を遵守しているかどうかを確認する。また、同委員会はカメラの設置場所を点検確認し、かつ、テープの開示を求めて確認を行うものとする。

1．有線テレビカメラ監視委員会は、1年の任期で次の7人の委員で構成される。

- ・委員長職を担う安全警備委員会の委員長またはその代理
- ・学部協議会議長が任命した教授会からの2人の委員
- ・理事長が任命した1人の委員
- ・1人の学生委員
- ・1人の職員委員

・大学法令規則順守調査役

個人は、有線テレビカメラ監視委員会が自己に不利な決定を下した場合には、表現の自由委員会または大学オンブズマンのような現存する不服審査機関に不服申立ができる。

2. 有線テレビカメラ監視委員会は、設置された有線テレビカメラの撮像範囲がこの運用基準に合っているかどうかを確認するために、カメラ設置場所を点検するものとする。固定式有線監視カメラの設置場所についての案件は、有線テレビカメラ監視委員会での審査に付され、かつ、設置に先立ち大学広報に公表するものとする。

大学が所有または統括するカメラの設置場所のリストは、半年ごとに大学広報に公表するものとし、かつ、当該リストは、公共安全部において何人に対しても請求に応じ提供するものとする。

特別な行事で使用される暫定的なカメラの設置場所についても、有線テレビカメラ監視委員会が承認審査を行い、かつ、可能な限り当該行事前に大学広報に公表するものとする。（注意～「暫定的なカメラ」とは、犯罪捜査目的で使用される携帯ビデオ装置および覆面監視カメラを含まない。）

有線監視カメラの設置場所リストには、当該カメラが応用する技術および性能に関する一般的な記載を行うものとする。

学生および職員は、キャンパス内の一定のセンシティブな場所に立ち入る場合には、プライバシーまたは秘密の保護についてより重大な関心を持つものと思われる。こうした場所でのサービス利用に対し萎縮効果をもたらさないようにするために、関係者は、カメラの設置案の撤回または既存のカメラの撤去を求めて、有線テレビカメラ監視委員会に対し申立を行うことができる。有線テレビカメラ監視委員会は、申請者の関心事と大学コミュニティ全体の安全警備とを考量し、設置の是非を決定するものとする。

また、学生が、学生寮の廊下やラウンジにおいてより高度のプライバシーを期待していることに配慮が必要と思われる場合には、安全警備目的での有線テレビカメラによる監視は、寮の廊下やラウンジでは使用しないものとする。ただし、公共安全担当副学長が安全警備上の特別

の危険が存在すると決定したときは別である。

有線テレビカメラ監視委員会は、カメラの設置場所に関し苦情申立があった場合には、それを審査し、かつ、有線テレビカメラ運用指針を守っているかどうかを判断する。有線テレビカメラ監視委員会は、個人のプライバシーの侵害可能性よりも大学コミュニティ警備における潜在的な必要性の方が勝っているのかどうかを考量するものとする。

3. 公共安全部が受けた有線テレビカメラ監視による撮像の開示請求はすべて、有線テレビカメラ監視委員会が、公共安全担当副学長とともに、審査するものとする。いかなる有線テレビカメラ撮像記録も、担当副学長および有線テレビカメラ監視委員会の承認なしに行われてはならないものとする。ただし、犯罪捜査、逮捕または召喚状に直接関係するテープの開示については、有線テレビカメラ監視委員会の審査の対象外とする。

また、有線テレビカメラ監視委員会は、訴訟もしくは損害から大学およびその構成員を保護するなど、合法的な目的があれば、テープの開示を承認することができる。テープの開示の承認にあたっては、5人の賛成票が必要である。いかなるテープの開示についても文書で記録するものとする。

4. 有線テレビカメラ監視委員会のいかなる委員も、事前通知なしにいつでも、ビデオテープの保管を含む、公共安全部が行う有線テレビカメラによる監視操作を監査することができる。

5. 安全警備委員会の委員長は、カメラの設置場所およびテープの開示に関するすべての請求ならびにこうした請求の処理について記した報告書を、少なくとも年4回、安全警備委員会に提出するものとする。

6. 有線テレビカメラ監視委員会は、この運用方針を年次の審査に付し、必要に応じて改正を勧告するものとする。

手 続

1. 公共の場所のビデオ監視を担当するすべての操作者および監督者は、この運用指針に準拠して公共安全部が作成した運用基準（Code of Practice）に基づいて自己の職務を遂行するものとする。

2. 公共安全管理部は、管制操作者が責任をもって適切なカメラ監視業務を継続しているか確認するものとする。

3. 公共安全部は、設置場所に適切な表示をするものとする。表示は次のとおりである。

この場所はペンシルバニア大学警備局がビデオ監視しています

4. 公共安全部は、居住用住宅に関しては、カメラの角度および撮像範囲を制限しなければならない。住居の撮像範囲は、肉眼で見える以上のものであってはならない。さらに、居住用住宅施設についての撮像範囲は、「プライバシーにあたる」として合理的に期待される」基準を侵害してはならない。

5. 公共安全部の中央監視センターその他の中央監視センターは、撮像された情報をカメラ操作者が改ざんしたりまたは複製したりしないように対応するものとする。

6. 撮像されたビデオテープは、30日を超えない期間保存するものとし、その後は消去されるものとする。ただし、犯罪捜査もしくは訴訟手続（刑事もしくは民事）の一部として、またはその他公共安全担当副学長および有線テレビカメラ監視委員会の承認を得て善意の利用のために保存される場合には、この限りではない。

7. ビデオテープは許可された職員のみがアクセスできる安全な場所に保管されるものとする。

8. カメラ管制操作者は、どの人の視界にも入る公共の場所にいる人たちの日常的な画像に限りビデオ観察ができるものとする。

9. カメラ管制操作者は、適切なカメラの使用に関する技術的、法的小および倫理的視点からの研修を受けるものとする。

a. カメラ管制操作者は、この運用指針を受け取り、かつ、これを読みかつその内容を理解した旨を確認する文書を提出するものとする。

b. カメラ管制操作者は、教養的な感性についての研修をうけるものとする。

10. カメラ管制操作者は、大学の差別禁止指針が認めない人種、性別、性的容姿、門地、身体的な欠陥などの特徴その他の分類に基づいて、個人の監視を行ってはならないものとする。カメラ管

制操作者は、個人の特徴ではなく、疑いある行為に基づいて監視するものとする。

11. カメラ管制操作者は、公共の場所で親しくなった人たちに焦点を絞りがつ継続して観察してはならないものとする。

12. カメラ管制操作者は、窓を通して私人の部屋または私的場所を観察してはならない。

13. 携帯ビデオ装置は犯罪捜査に使用することができる。犯罪捜査以外には、携帯ビデオ装置は、公共の安全、警備および資産に対する重大な危険が差し迫っている特別の事案に限り、公共安全部および表現の自由委員会に対する学長の文書による許可を条件に、これを使用することができる。

撮像装置を備えた携帯覆面カメラは、公共安全担当副学長の許可を条件に、大学警備捜査班による犯罪捜査の場合に限り、これを使用することができる。

公共の場所のビデオ監視 および撮像事例

合法的な安全警備目的とは、例えば、次のような事例をさす。

- ・建物および資産の保護
建物本体、出入口、ロビーおよび廊下、受渡場所、特別の保管場所、実験室、現金受渡場所など
- ・アクセス管制システム
建物その他の場所の出入口で限定された取引のための立入の監視および撮像
- ・警報の確認
侵入警報、出口コントロール、制止警報
- ・公共の場所のビデオ巡回
公共交通乗場、駐車場、公道（行止りの道路およびそうでない道路）、売店および交差点など
- ・犯罪捜査
強盗、押入り強盗および窃盗の監視
- ・歩行者の保護
歩行者および車両交通の流れ

オーストラリア・シドニー市 街頭安全カメラプログラム運用基準 (2001年4月)

— City of Sydney's Street Safety Camera Program ~Code of Practice(April 2001) —

PIJ監視カメラ立法対策プロジェクトチーム(PT)

石村 耕治 (白舒大学教授・PIJ代表)

オーストラリア・ニューサウスウェールズ(NSW)州の州都シドニー市は、街頭安全カメラ(Street Safety Camera)、つまり有線監視カメラ(CCTV)の設置・使用の適正化・透明化をはかる目的で、運用基準(Code of Practice)を定め、公表している。

ニューサウスウェールズ(NSW)州警察は、1995年に、シドニー中心街で、監視カメラの試験的な設置を行い、シドニー市議会にその成果を報告した。その当時、シドニー中心街は、往来での犯罪が多発し、安全面で多くの問題を抱えていた。シドニー市議会は、1998年に、市中心部の犯罪多発地域に監視カメラを設置・運用する案件と予算を承認した。ただ、州警察が監視カメラの試行を行った当時、カメラやシステムなどの運用基準はまったくなく、市民のプライバシー保護の面から多くの問題が指摘された。

そこで、市議会は、1999年に、監視カメラの設置・使用の適正化・透明化に向けて運用基準(Code of Practice)の制定を目指した。2000年6月に、「シドニー市街頭安全カメラプログラム~改訂運用基準(草案)」を公表した。その後、市民から出されたパブリックコメントなどを検討し、2001年4月に、シドニー市街頭安全カメラプログラム~運用基準」を実施した。ただ、運用のあり方などに対しては、市民団体などから批判がないわけではない。

一方、監視カメラの適正化・透明化については、NSW州政府も大きな関心を払っている。

2000年に、NSW政府の法務省犯罪防止局は、州首相の犯罪防止審議会(Council on Crime Prevention)が主宰する監視カメラ委員会(Committee on Circuit Television(CCTV))が作成したガイドラインを公表した。正式名称は、「公共の場所での監視カメラの設置・運用のためのニューサウスウェールズ州政府の運用指針およびガ

イドライン(NSW Government Policy Statement and Guidelines for the Establishment and Implementation of Closed Circuit Television(CCTV) in Public Places)」である。

あらゆる角度から、監視カメラの適正化・透明化をはかったモデル基準といえる。今後、著作権上の問題などが解決できれば邦訳を試みたい。

こうした州の動きを念頭に置きながら、シドニー市の街頭安全カメラプログラム運用基準を仮訳し、紹介したい。わが国において監視カメラガイドライン(運用基準)をつくる際の一助となれば、と願っている。

《仮訳》

街頭安全カメラプログラム運用基準

(2001年4月)

オーストラリア・シドニー市

City of Sydney's Street Safety Camera Program

~ Code of Practice(April 2001)

〔内容〕

1. 概要
 - 1.1 基本原則
2. 序説
 - 2.1 はじめに
 - 2.2 街頭安全カメラプログラム
 - 2.3 運用基準
 - 2.4 システム概要
 - 2.5 カメラ仕様
 - 2.6 カメラ設置場所
 - 2.7 街頭安全カメラプログラムの所有者
 - 2.8 街頭安全カメラプログラム参加者
3. 街頭安全カメラプログラムおよび運用基準の変更

4. 目的
5. プログラムの所有者の責任
6. プログラム参加者の責任
7. 監査責任
8. 一般市民への周知
9. システムおよび運用基準の評価
10. 管制室の管理
11. カメラの管制および操作
12. テープ、画像および撮像資料
13. 警察との連絡
14. 運用基準違反

1. 概要

1.1 基本原則

1.1.1 運用基準は、シドニー市街頭安全カメラプログラムの運用にあたり順守すべき基準を定めるものである。

1.1.2 運用基準は、15の基本原則からなる。各条においては、基本原則をあげ、その説明を行っている。

1.1.3 基本原則は次のとおりである。

原則第1

街頭安全カメラプログラムは、適用のある法律を順守し、かつ、もっぱら運用基準に定められた目的もしくはその後合意された目的に沿って、公正に運用するものとする。

原則第2

街頭安全カメラプログラムは、信教の自由ならびに政治的表現および集会の自由の権利を含む、一般市民の個人的なプライバシーおよび市民的自由に十分に配慮して運用するものとする。

原則第3

街頭安全カメラプログラムの運用においては、運用手続の安全性および清廉性を保障することにより一般市民の利益を保護するものとする。

原則第4

シドニー市が、街頭安全カメラプログラムの目的および目標の順守、維持、管理および安全、ならびに一般市民の利益の保護について本来的な責任を負うものとする。

原則第5

ニューサウスウェールズ（NSW）州警察は、シドニー市の街頭安全カメラプログラムの参加者として、この運用基準に基づいて行動するものとする。

原則第6

シドニー市は、街頭安全カメラプログラムの効率的な運用および管理について、一般市民に対し監査責任を負うものとする。

原則第7

一般市民は、シドニー市の街頭安全カメラプログラムの運用に関し、明瞭かつ簡単に理解できる情報の提供を受けられるものとする。

原則第8

街頭安全カメラプログラムが目的とするところに沿いかつ目標が達成されているかどうかを確認するために、プログラムの定例の監視および評価を実施するものとする。

原則第9

管制室において街頭安全カメラプログラムの作業をするために雇われた職員は、操作者か管理者かを問わず、清廉性につき最高の水準を維持するものとする。

原則第10

街頭安全カメラプログラムの管制室への立入は、許可された操作担当職員および管理者に限るものとし、かつ、許可なく管制室に立ち入ることを認めないことにする。

原則第11

撮像される情報は、正確、適切かつ街頭安全カメラプログラムの目的を達成する必要性を超えないものとする。

原則第12

情報の入手は、公正かつ運用基準のプライバシー規定に基づいて行うものとする。

原則第13

テープ、画像および撮像された資料の保存ならびにそれらの開示は、運用基準に定められた目的に限り、それを認めるものとする。テープ、画像および撮像された資料は、21日間保存するものとする。ただし、犯罪の捜査または裁判手続に関し要請を受けたときは別とする。期間経過後、それらは消去、上書もしくは廃棄するものとする。

原則第14

街頭安全カメラプログラムに関するシドニー市職員と警察との間の連絡は、厳格に運用基準に基づいて行うものとする。

原則第15

街頭安全カメラプログラムは、これによって影響を受けるすべての人たちの利益を対象とするものである。したがって、シドニー市の利益もしくは犯罪処罰制度の必要性だけを対象とするものではない。

2. 序 説

2.1 はじめに

2.1.1 暴力への恐怖が、シドニー中心街は危険な地域であるという一般市民の認識につながっている最大の要因の一つと見られる。この問題に対処するため、シドニー市はシドニー中心街安全化戦略（CSSS=Central Sydney Safety Strategy）を展開した。

2.1.2 シドニー中心街とは、ハイドパーク、マクアリー通、ブラッドフィールド・ハイウェイ、サークルクワイおよび中央駅に囲まれた地域をさす。

2.2 街頭安全カメラプログラム

2.2.1 街頭安全カメラプログラムは、シドニー市の公共有線監視テレビ（CCTV）からなり、シドニー中心街安全化戦略（CSSS）方針の一部でもある。

2.2.2 街頭安全カメラプログラムは、シドニー中心街における人に対する犯罪の防止を支援する各種方針の一つである。もちろん、この種の犯罪を完全に防止できないことは周知のところである。

2.3 運用基準

2.3.1 この運用基準は、街頭安全カメラプログラムの運用についてすべての面で指示を与える一連の議定書および管制室標準運用手続（SOPs=Control Room Standard Operational Procedures）により補完されるものとする。これらの文書や手続は、運用基準に基づいており、街頭安全カメラプログラムの基礎となる基本原則および目的をはっきり理解させるためのものである。

2.3.2 どのような面にしろ、街頭安全カメラプ

ログラムに関係する団体または個人に対しては、運用基準、議定書および管制室標準運用手続（SOPs）を自主的に順守するようにまかせるものとする。

2.3.3 この運用基準は、州法および連邦法に従っている。

2.4 システム概要

2.4.1 街頭安全カメラプログラムは、51台のカメラが関係しており、市庁舎にある中央管制室と光ファイバー網で結ばれている。画像は、生中継され、スクリーンに映し出され、シドニー市が雇った警備職員が24時間体制で監視している。

すべての画像は記録され、21日間保存される。ただし、犯罪の捜査または裁判手続に関し要請を受けたときは別である。このシステムは、緊急事態のような一定の状況において即時の応答および直接の監視ができるように、市中央地域管制部およびロックス地域管制部と直結されている。

2.5 カメラ仕様

2.5.1 すべてのカメラは、カラー画像であり、かつ、監視をより効果的にするため、上下左右に操作でき、日時を表示しかつズーム機能を有している。各々のカメラは、カメラを保護しかつカメラ本体が街頭から見えないようにするために、ぼかしを入れた収納庫に入れられている。

2.5.2 最良の画像および色彩を確保するために、最新の技術が使われている。街頭安全カメラプログラムの目的に合った最新の設備を使用するために、技術は常に見直されるものとする。

2.6 カメラの設置場所

2.6.1 シドニー中心街に設置されたカメラは、人に対する犯罪の高い発生率に対処するためのものである。設置場所は、ニューサウスウェールズ（NSW）州警察から提供された犯罪統計に基づいて決定される。環境もまた、考慮される。

2.6.2 次の地域に全部で51のカメラが設置されている。

-) クック・アンド。フィリップパーク（5）
-) ベルモアパーク（3）
-) ハイマーケット/チャイナタウン（9）
-) ジョージ・ストリート・シネマ（7）
-) ハイドパークサウス（4）

〔以下、この項邦訳は省略～訳者〕

2.7 街頭安全カメラプログラムの所有者

2.7.1 シドニー市は街頭安全カメラプログラムの所有者である。シドニー市は、このプログラムに関するすべての装置、ビデオ、画像および資料に関する所有権ならびに著作権を有する。このシステムに関するシドニー市の責任については5に定められている。

2.8 街頭安全カメラプログラムへの参加者

2.8.1 ニューサウスウェールズ（NSW）州警察は、シドニー市街頭安全カメラプログラムへの参加者である。このプログラムに関する州警察の責任については6に定められている。

3. 街頭安全カメラプログラム および運用基準の変更

3.1.1 街頭安全カメラプログラムもしくは運用基準に対する変更は、それがささいなものである場合には、市長とシドニー市の行政執行役（general manager）もしくは市議会との間での協約でもって行うことができる。ささいな変更とは、このプログラムの調整または運用基準の明瞭化が求められるようなときである。例えば、ビデオコーダーの銘柄を他のものに変更する場合、または、運用基準の文言の意味が不明瞭である場合に特定の条項の文言を変更するときなどである。

3.1.2 街頭安全カメラプログラムもしくは運用基準に対する変更が重大なものである場合には、利害関係を有するグループとの協議を行い、シドニー市議会との協定に基づいてのみ、これを行うものとする。重大な変更とは、このシステム運用または運用基準に重大な影響を与えるようなものをさす。例えば、このシステムの目的に対する変更または永続的なカメラを増設する提案などである。

3.1.3 シドニー市の市長は、重要な行事の期間に市の管理目的で街頭安全カメラプログラムを暫定的に使用する場合には、これを許可するものとする。

3.1.4 シドニー市の行政執行役もしくはその代理は、攻撃や爆弾の破裂のような緊急事態の間、街頭安全カメラプログラムの使用を許可しなければならない。行政執行役は、こうした目的での街頭安全カメラプログラムの使用申請が行われ、か

つ、許可した場合には、速やかに市長に通知しなければならない。

3.1.5 街頭安全カメラプログラムもしくは運用基準に対する重大な変更の案件および提案は、正規の監査報告書（7参照）に記載するものとする。

4. 目的

原則第1

街頭安全カメラプログラムは、適用のある法律を順守し、かつ、もっぱら運用基準に定められた目的もしくはその後合意された目的に沿って、公正に運用するものとする。

原則第2

街頭安全カメラプログラムは、信教の自由ならびに政治的表現および集会の自由の権利を含む、一般市民の個人的なプライバシーおよび市民的自由十分に配慮して運用するものとする。

原則第3

街頭安全カメラプログラムの運用においては、運用手続の安全性および清廉性を保障することにより一般市民の利益を保護するものとする。

4.1.1 シドニー市の街頭安全カメラプログラムは、本来、とくに次のような、人に対する犯罪の防止を支援することを目的としている。

- ）武装強盗
- ）傷害強盗
- ）集団強盗
- ）強要
- ）暴行
- ）重症を負わせる暴行
- ）傷害を負わせる暴行
- ）強姦、および、
- ）悪質な強姦

4.1.2 街頭安全カメラプログラムの第二の目的は、とくに次のような重大な刑事犯罪の防止を支援することにある。

- ）車両の盗難
- ）車両内からの窃盗
- ）その他の窃盗
- ）押入り
- ）財産に対する重大な損害
- ）火器犯罪
- ）窃盗物の授受

) 薬物の取引、追跡

4.1.3 街頭安全カメラプログラムは、次のようなことが目標である。

-) 潜在的な犯罪者を制止することにより犯罪率を低下させること
-) 犯罪の恐怖を低下させること
-) 緊急事態に警察が即座に効率的に対応できるように支援すること
-) 犯罪者の逮捕および訴追を支援すること、ならびに、
-) シドニーの中心街に居住する人たち、そこで働く人たちおよび、そこを訪問する人たちに安全な環境を保障するのを支援すること

4.1.4 街頭安全カメラプログラムは、大みそかのような重要もしくは特別な行事の管理においてもある程度の効果が期待できる。臨時のカメラ使用など街頭安全カメラプログラムの暫定的な使用にあたっては、この運用基準第3条に基づき許可を得なければならない。

4.1.5 臨時のカメラは、重要な行事もしくは特別な行事の場合に限り、設置することができる。

4.1.6 街頭安全カメラプログラムは、このプログラムの適用ある地域内で発生する犯罪を確認する場合に限り、使用するものとする。

4.1.7 街頭安全カメラプログラムは、一般の諜報活動には使用することができないものとする。

5. プログラムの所有者の責任

原則第4

シドニー市が、街頭安全カメラプログラムの目的および目標の順守、維持、管理および安全、ならびに一般市民の利益の保護について本来的な責任を負うものとする。

5.1.1 シドニー市が、運用基準の導入および執行ならびに基準内に示された基本原則の順守について責任を負うものとする。

5.1.2 シドニー市は、運用基準に定められた説明責任の要件を順守するものとする。

5.1.3 シドニー市は、街頭安全カメラプログラムの運用ならびにこのプログラムおよび運用基準について、一般市民に対し情報を提供しかつ相談に乗るものとする。

6. プログラム参加者の責任

原則第5

ニューサウスウェールズ（NSW）州警察は、シドニー市の街頭安全カメラプログラムの参加者として、この運用基準に基づいて行動するものとする。

6.1.1 人に対する犯罪もしくはその他公共の安全に対する重大な恐怖、またはその他重大な刑事犯罪に関係する、またはつながる出来事がある場合、取り決められた警察の連絡先に報告するものとする。警察は、その現場に行き、その出来事に対する適切な対応をするものとする。

6.1.2 人員および優先順位に問題がない限りにおいて、スクリーンの監視で確認された出来事に対応するのは、ニューサウスウェールズ（NSW）州警察の責任である。

6.1.3 ニューサウスウェールズ（NSW）州警察は、街頭安全カメラプログラムに関してシドニー市がつくった基準を補完するために、独自の運用手続をつくるものとする。

6.1.4 街頭安全カメラプログラムについて、シドニー市とニューサウスウェールズ（NSW）州警察との間で、双方の役割の細目について記した申し合わせ覚書を交わすものとする。申し合わせ覚書およびそれに対する変更は、市長および行政執行役もしくは市議会により承認を受け、かつ、市議会議員に対し頒布されるものとする。

7. 監査責任

原則第6

シドニー市は、街頭安全カメラプログラムの効率的な運用および管理について、一般市民に対し監査責任を負うものとする。

7.1.1 シドニー市は、市およびニューサウスウェールズ（NSW）州警察の双方から独立した個人で構成される監査委員会（Audit Committee）を設立し、かつ、その委員会の側面支援を行うものとする。監査委員会の任務は次のとおりである。

-) 街頭安全カメラプログラムに対する独立して継続的な審査および監察の職務を果たすこと
-) 監査を通じて、運用基準、議定書または管制室標準運用手続（SOPs）違反を発見した場合に、それを確認しかつ報告すること、
- ならびに、

)このプログラムの濫用がないように安全措置を勧告すること

7.1.2 監査委員会の委員として適任な者の指名は、街頭安全カメラプログラムに利害を有する団体から行われるものとする。

7.1.3 監査委員会は、街頭安全カメラプログラム、その運用および運用基準について、定例監査を実施するものとする。監査は、管制室の記録、テープの保管および撮像されたテープの中身の検査も含むものとする。

7.1.4 監査委員会は、シドニー市の街頭安全カメラプログラムの運用および業務について6ヵ月ごとに報告書を作成するものとする。この報告書は、市長および行政執行役に提出するものとする。その後、報告書の写しは市議会議員に頒布されかつ一般市民の閲覧に供されるものとする。

7.1.5 市長および行政執行役は、独自に、書類や記録簿を含む、外部の有線監視カメラに接続するあらゆる施設を自由に検査する権限を有する。

ただし、市長および行政執行役の双方または独立した監査委員会の委員が立ち会う場合を除き、ビデオテープの閲覧は認められない。立会者の身元を含め、閲覧については、すべて記録簿に記録するものとする。

8. 一般市民への周知

原則第7

一般市民は、シドニー市の街頭安全カメラプログラムの運用に関し、明瞭かつ簡単に理解できる情報の提供を受けられるものとする。

8.1.1 有線監視カメラが作動中であることを示す明瞭な表記が、このシステムが包囲する領域内およびその他の要所に行われなければならない。表記は、次のようなものとする。

-)一般市民に対しカメラが作動中であることを周知すること
-)システムが包囲する領域についてその合理性を測定したい人たちにその領域への立入りを認めること、ならびに、
-)システムの所有者がシドニー市であることを確認し、かつ、さらに情報を請求できる連絡先の電話番号および住所を記すこと

8.1.2 一般市民が運用基準の写しを入手できるようにするものとする。街頭安全カメラプログラ

ムについての広報を行う際には、それに関連して、どこで運用基準を入手できるかについての周知をはかるものとする。

8.1.3 シドニー市の街頭安全カメラプログラムおよびその運用についての質問は、下記に文書で行うことができる。

行政執行役 (The General Manager)

シドニー市議会 (Council of the City of Sydney)

GPO Box 1591

SYDNEY NSW 2001

または、(02) 9265 9389 に電話をすることもできる。

9. システムおよび運用基準の評価

原則第8

街頭安全カメラプログラムが目的とするところに沿いかつ目標が達成されているかどうかを確認するために、プログラムの定例の監視および評価を実施するものとする。

9.1.1 シドニー市は、ニューサウスウェールズ (NSW) 州警察と協議した上で、街頭安全カメラプログラムの運用および運用基準の実施状況を継続的に監視するものとする。

9.1.2 シドニー市は、街頭安全カメラプログラムがその目的に沿い、かつ、その目標が達成されているかどうかを確認するための定例の評価を実施する責任を負う。このシステムに投じられた資料についての年次の評価には、費用の評価も含むものとする。

9.1.3 評価は、独立して実施され、かつ、独自に確立された基準に基づいて行われるものとする。

9.1.4 街頭安全カメラプログラムの評価には、少なくとも、次のようなものを含むものとする。

-)プログラムの犯罪への影響評価
-)プログラムの近隣地域への影響評価
-)プログラムの運用に対する一般市民の意見
-)運用基準、議定書および管制室標準運用手続 (SOPs)、
- ならびに、
-)プログラムが設定された目的が現在でも有効かどうか

9.1.5 評価結果は、プログラムのその後の役割、管理および運用の参考にするものとする。

10. 管制室の管理

原則第9

管制室において街頭安全カメラプログラムの作業をするために雇われた職員は、操作者が管理者かを問わず、清廉性につき最高の水準を維持するものとする。

原則第10

街頭安全カメラプログラムの管制室への立入は、許可された操作担当職員および管理者に限るものとし、かつ、許可なく管制室に立ち入ることを認めないことにする。

10.1.1 管制室職員向けに管制室標準運用手続（SOPs）を定めるものとする。

10.1.2 シドニー市は次の制度を確立することとする。

）応募者の適正および雇用中の職員の適正を審査するのを可能にする選考手続を確立するための措置を含む、職員の募集および選考に関する効率的かつ公正な制度

）職員が選考の適切な段階で免許、資格がありかつ研修を受ける能力を持っていることを雇用条件とすること

）職員が、運用基準、議定書もしくは管制室標準運用手続（SOPs）および市議会の行動基準の規定に違反する場合には、懲戒手続（解雇を含む）の対象となる恐れがあることを職員にわかり易く説明する手続

）雇用期間およびその終了後も守秘義務を課されること、ならびに、

）運用基準、議定書および管制室標準運用手続（SOPs）を順守させることをねらいとした監視および監督制度

10.1.3 管制室への立入は操作担当職員および管理者に限られ、かつ、管制室には、7.1.5に定める場合を除き、許可なしに立ち入ることが認められない旨を掲示するものとする。

10.1.4 警察または見学者が管制室に立ち入ることができる条件については、議定書および管制室標準運用手続（SOPs）に厳正に定めることとする。

10.1.5 設備の操作への関与は、その職責を担当するシドニー市職員に限るものとする。

10.1.6 管制室、有線監視テレビおよび関連資産

への立入については、あらゆる場合につき、その詳細を記録簿に記録することとする。

11. カメラの管制および操作

原則第11

撮像される情報は、正確、適切かつ街頭安全カメラプログラムの目的を達成する必要性を超えないものとする。

原則第12

情報の入手は、公正かつ運用基準のプライバシー規定に基づいて行うものとする。

11.1.1 カメラは、一般市民にはっきりとわかる場所に設置するものとする。

11.1.2 すべてのカメラは、管制室標準運用手続（SOPs）で説明されている街頭安全カメラプログラムの目的に沿って使用するものとする。

11.1.3 カメラは、隣接もしくは付近の住居または建物を観察するのに使用してはならないものとする。ただし、あきらかに加害者を追跡するのが目的である場合には、公的な問題となり、別である。不正使用は、この基準に違反することになり、かつ、懲戒処分の対象となる。

11.1.4 公的場所においては、いかなる音声も記録しないものとする。

11.1.5 「模造」カメラは使用しないものとする。

11.1.6 カメラ装置の操作者は最高水準の清廉性をもって作業にあたるものとする。

11.1.7 カメラ装置の使用担当職員のみが操作管制を行えるものとする。

11.1.8 すべての管制室職員は、撮像が定例監査の対象となり、かつ、自らが特定の一般市民もしくは特定の居住者と利害がある場合にはその旨の申立てが必要であることに注意するものとする。

12. テープ、画像および撮像資料

原則第13

テープ、画像および撮像された資料の保存ならびにそれらの開示は、運用基準に定められた目的に限り、それを認めるものとする。テープ、画像および撮像された資料は、21日間保存するものとする。ただし、犯罪の捜査または裁判手続に関し要請を受けたときは別とする。期間経過後、それらは消去、上書もしくは廃棄するものとする。

12.1.1 ビデオ録画された資料および画像は、次の場合に限り、開示および利用できるものとする。

-) 警察による犯罪捜査上の必要性がある場合
-) 法的手続上の必要性がある場合

12.1.2 ビデオ録画された資料および画像は、商業目的もしくは娯楽に提供する目的で売買または利用されてはならないものとする。

12.1.3 一般市民へのビデオ録画テープもしくは画像の開示は、警察が犯罪捜査上必要な場合その他法律に定められた条件が整う場合に限り、許されるものとする。ここでいう捜査などは、警察が公式に行っているものでなければならない。

12.1.4 報道機関によるビデオ録画テープもしくは画像の利用は、犯罪捜査に関して指名手配されている者を探し出すのがねらいで、一般市民からの情報を入手する場合に限り許されるべきである。ビデオ録画テープもしくは画像は、警察と市の行政執行役の意見が一致した場合、市長と協議した上で、これを提供することができる。この場合、テープの中で特徴を識別できる他の人たちについては、ぼかしを入れるものとする。

12.1.5 テープからの画像は、いかなる状況においても、シドニー市街頭安全カメラプログラムの存在意義もしくは成功を誇示するために利用してはならないものとする。

12.1.6 撮像資料の不正入手、改変、公開、紛失、破棄に対する適切な安全措置を講じるものとする。

12.1.7 撮像資料は、証拠の永続性の確保を要するときには、既定の手続に従った取扱いをするものとする。

12.1.8 すべてのテープおよび画像は、監査委員会による抜き打ち検査の対象にするものとする。

13. 警察との連絡

原則第14

街頭安全カメラプログラムに関するシドニー市職員と警察との間の連絡は、厳格に運用基準に基づいて行うものとする。

13.1.1 警察官は、原則として、ビデオテープもしくは画像を削除したり、ビデオ装置を操作したり、またはビデオテープもしくは画像に触れたりすることは認められない。ただし、この運用基準、議定書もしくは管制室標準運用手続（SOPs）の定めに基づき、または、捜索令状その他既定の法的手続の執行による場合には別である。

13.1.2 現行の警察との連絡方法およびシステム利用方法の変更は、運用基準の重大な変更にあたり、したがって、それを行うに先立ち、運用基準に基づいた合意がなされなければならない。

13.1.3 警察が街頭安全カメラプログラムに関係を持った場合、シドニー市はそれをすべて記録し、監査を受けるものとする。

14. 運用基準違反

原則第15

街頭安全カメラプログラムは、これによって影響を受けるすべての人たちの利益を対象とするものである。したがって、シドニー市の利益もしくは犯罪処罰制度の必要性だけを対象とするものではない。

14.1.1 シドニー市が、運用基準を確実に執行する本来的な責任を負っている。この責任には、基準に対する違反を調査し、かつ、その違反をシドニー市の救済権限が及ぶ範囲内で救済することを含むものとする。

14.1.2 システムの管理もしくは運用に関する苦情については、下記に文書で提出できる。

行政執行役（The General Manager）

シドニー市議会（Council of the City of Sydney）

GPO Box 1591

Sydney NSW 2001

または、（02）9265 9389 に電話をすることもできる。

行政執行役は、申立のあった苦情を文書で監査委員会（7.1.1参照）に通知するものとする。

ニューサウスウェールズ州の1998年プライバシーおよび個人情報保護法のもと、プライバシーNSW〔州議会直属のプライバシー専門オンブズパーソン（訳注）〕は、プライバシー違反に関する苦情申立を受理しかつ調査する権限を有している。一般市民はだれでも、プライバシーNSWに対して苦情申立ができる。プライバシーNSWの連絡先は、次のとおりである。

Privacy NSW

PO Box A2122

SYDNEY SOUTH NSW 1235

Tel: (02) 9268 5588

Fax: (02) 9268 5501

14.1.3 シドニー市は、プライバシーNSWによるいかなる苦情調査にも協力するものとする。

最高裁、 早大当局による警察への 講演参加者名簿提出は違法と判決

～プライバシー保護意識希薄な最低学府に“喝”～

————— CNNニュース編集部

早 稲田大学は、1998年11月に、江沢民中国国家主席（当時）の講演会を開催した。その際に、大学側が、参加を希望した者の名簿（氏名・学籍番号・住所・電話番号）を無断で、警視庁等に提供した事実が発覚した。名簿に記入した学生らが、この事実を問題にした。そして、大学を相手に、個人情報の侵害＝プライバシーの侵害を理由に、2つの損害賠償請求訴訟を提起した。

2003年9月12日に、本件（早稲田大学名簿提供事件）についての上告審判決があった。最高裁第二小法廷（滝井繁男裁判長）は、「提出した氏名や住所などの情報は秘匿する必要性が高いものではないが、本人がみだりに他者に知られたくないと考える以上は法的保護の対象となる」と指摘。「要人警護などの正当な理由があっても、個人情報を本人に同意を得ずに提出したのは違法」との判断を下した。本人の同意なしでの個人情報の目的外利用・外部提供を戒めた画期的な判決である。

この判決により、元学生6人が損害賠償を求めた訴訟では、大学側の上告を棄却。これにより、原告勝訴の二審（高裁）判決が確定した。また、別の元学生の訴訟では、「名簿提出には正当な理由があった」とし原告の訴えを退けた二審判決を破棄。審理を東京高裁に差し戻した。原告全面勝訴の判決である。

この判決の持つ意味は極めて重い。今後、大学はもちろんのこと企業や行政などが、インフォームド・コンセント（説明をした上での本人の同意）なしに、個人情報を目的外利用・外部提供すれば違法となることが確認された。

また、その違憲性が問われている住基ネットでは、本人確認データとして6基本情報（住民票コード・氏名・生年月日・性別・変更履歴）を管理する。住民票コード（背番号コード）はもちろんのこと、他の基本情報が、本人の同意なしに開示・外部提供・目的外利用されるとすれば、違法の疑いが濃

厚になることを裏づけた先例といえる。

この判決を契機に、わが国でのプライバシー保護のあり方が各方面で問われてくるものと思われる。ちなみに、今回成立した個人情報保護法（基本法）では、原則的にこの種の権利を制度的に認知しており、司法・立法双方においてこうした権利が確立されたといえる。

9月12日に、早稲田大学名簿提供裁判原告団・弁護団は、この判決についての「声明」を出した。原告団・弁護団の長期にわたる努力に対する敬意を込めて、この声明を一括掲載する。

声 明

本日、最高裁第2小法廷は、早稲田大学学生らが、早稲田大学に対して損害賠償を請求した「早稲田大学名簿提供事件」に関して、原告らの請求を認容する学生側勝訴の判決を言い渡した。これは、個人情報の目的外利用について厳しく批判したものであり、今後の個人情報問題に関するリーディングケースとなりうる画期的な判決である。

この判決は、早稲田大学が、1998年11月、江沢民中国国家主席の講演会を開催した際、講演会の参加希望者に記入させた参加者名簿（氏名、学籍番号、住所、電話番号）を参加者に無断で、警視庁等へ提供したことに對して、名簿へ記入をした学生らが、大学を相手に、個人情報の侵害＝プライバシーの侵害を理由として損害賠償請求の訴訟を提起した2つの事件に対するものである。

この2つの訴訟において、東京高裁は、第15民事部が大学の違法を認め、学生らに各1万円ずつの損害金の支払いを命じたが（2001年1月16日判決・平成14年（受）548号事件）、第9民事部は学生の請求を棄却し（同年7月17日・平成14年（受）第1656号事件）、結論が正反対の判決をそれぞれ言い渡したものである。

最高裁は、本日、この問題に対して統一した判

断を示したものである。

裁判で、被告大学側は、名簿記載の情報は憲法等で保護されるべき個人情報＝プライバシーの侵害に当たらないとか、あるいは、国賓要人に対する警護・警備の必要性ということを中心に押し出し、名簿提供は正当な理由に基づくもので違法性がないとか、学生らに名簿提供に関して黙示的・推定的同意があったというような主張をしてその違法性を否定してきた。また早稲田大学には、大学が収集した個人情報を目的外に利用してはならないことなどを定めた「個人情報の保護に関する規則」という学内規則があり、本件名簿の警視庁等への提供は、この規則に違反することが明白であるが、被告大学側は、この学内規則は単に事務処理規定であって、学生との権利義務関係を規定するものではないなどとして、その違法性をも否定してきた。

このような中、われわれは、問題の重要性に鑑み、全国の50余名の弁護士による大弁護団を結成し、憲法学者を中心とする多数の法学者の協力を得ながら、本件参加者名簿に記載の事項は、憲法上保護されるべき個人情報＝プライバシー権に当たること、本件参加者名簿の警視庁等への無断提供は個人情報＝プライバシー権の侵害であって違法であること、同意を得なかったことをやむを得ないとする事情はまったくなく、大学側に違法性を阻却する何らの事由もないこと、「学内規則」にも反し違法であることなどを主張してきた。本日の判決で最高裁は、われわれの主張を認めたものである。

現在、住基ネットの運用に関して国民のプライバシー権の侵害ということが大きな問題となっているし、先の国会で成立した「個人情報保護法」についても様々な議論がなされるなど、広く個人情報の保護ということが社会的にも法的にも注目を集めている。このような中でなされた本日の判決はこの問題に一つの期を画す意義深いものである。

近時、国家権力の肥大化に伴い、国家権力機関あるいはそれと一体となったものからの市民に対する統制が著しく強まっている状況の中で、個人情報の保護ということは極めて重要な意味を持つものである。また、本問題は、多くの学者が指摘するとおり、警察、とりわけ公安警察との関係で、大学の自治ということについても重要な問題を提起するものといえる。

被告大学は、みずからのなした非を率直に認めて反省し、大学の自治に意を用い、学生を含む人

権の保護に意を注ぐべきである。

原告らは、あらためて早稲田大学に対して学生の人権の侵害に強く抗議するとともに、今後、本日の判決が、行政その他の場で最大限生かされていくことを期待するものである。

2003年9月12日

早稲田大学名簿提供事件
原告団一同
弁護団

PIJは、この判決を導き出した弁護団・原告団に対し、次のような石村代表のコメントを送付した。

早稲田大学名簿提供事件 最高裁判決に対するコメント

早稲田大学名簿提供裁判
原告団・弁護団の皆さま方へ

早稲田大学名簿提供事件最高裁2003年9月12日判決の持つ意味は極めて重いものです。この判決により、今後、大学はもちろんのこと企業や行政などが、インフォームド・コンセント（説明をした上での本人の同意）なしに、個人情報を目的外利用・外部提供すれば違法となることが確認されました。

また、その違憲性が問われている住基ネットでは、本人確認データとして6基本情報（～住民票コード・氏名・生年月日・性別・変更履歴）を管理しています。本判決は、住民票コード（背番号コード）はもちろんのこと、他の基本情報が、本人の同意なしに開示・外部提供・目的外利用されるとすれば、違法の疑いが濃厚になることを裏づけた先例といえます。

早稲田大学当局は、この判決を受け入れ、非を率直に認め、原告に謝罪してください。あらたなプライバシー運用基準をつくり、最高学府としての社会的責任を果たしてください。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）は、市民のプライバシーを守るための政策提言を行う市民組織です。PIJを代表して、早稲田大学名簿提供裁判の原告団・弁護団の皆さま方の長期にわたる努力に対して、心から敬意を表します。

2003年9月13日

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)
代表 石村 耕治

「住基ネット」シンポジウム 開催される

———全国青年税理士連盟主催
～中田横浜市長・山田杉並区長らが論議を展開～

《報告》PIJ副代表 辻村祥造

8月2日、猛暑の横浜で、若手の税理士で組織する全国青年税理士連盟が主催し、「住民基本台帳ネットワークを考える！」と題するシンポジウムが開催された。

パネリストには、横浜市の中田市長、総務省の久保信保大臣官房審議官、山田宏東京都杉並区長をむかえ、後段のパネルディスカッションには各地域の青年税理士会員とともに石村耕治白舒大学教授（PIJ代表）、河村たかし衆議院議員（PIJ相談役）もコーディネーターとして参加した。

当初、主催者側は推進派の中心人物として片山虎之助総務大臣に出席を要請し、片山大臣の事務所からも良い感触の返事をもたらっていたようであるが、シンポジウムの開催直前にスケジュールの関係という理由で断られ、久保審議官に変わったのは残念であった。

パネルディスカッションでは、最初に、中田宏横浜市長が、横浜市長としての「住基ネット」に対する立場を説明。

市長として、横浜市民の個人情報の保護に責任を持つべき立場にあるにも拘わらず、「改正住民基本台帳法」は市区町村がそれぞれの責任を取りうる法律構成となっていないこと、横浜市としては基本的に「住基ネット」に参加しているが、このような懸念が払拭されるまでは市民の個人情報を守るという立場から、横浜方式（市民が参加の諾否を判断）を続けていく。そのうえで中田市長は「公務員の不正利用に対する罰則を、横浜市が全国に先駆けて作った。国は今になって、自治体に罰則を含む条例を作

シンポジウムで発言する河村議員（PIJ相談役）

写真を入れてください

りなさいと指導しており、拙速だったことを認めるべきだと注文。

次に、総務省の久保信保大臣官房審議官はプロジェクターの映像を使い、住基ネット推進の立場から、国が進めるe-Japan戦略の重要な一環として、「住基ネット」システムがもたらす利便性を、住民票の交付手続の簡素化等を例示しながら説明。

また国民の間で危惧されている個人情報保護の安全性については「制度面、技術面で（個人情報保護の）安全性を講じている。今後は、事務に携わる公務員の責任も含めて重要になると」と述べた。これまでの総務省説明の域を出るものではなく、論議がかみ合うには至らず、片山総務大臣の出席があれば少しは違ったのかと惜しまれた。

山田宏杉並区長は「住基ネット」への接続拒否から、現在は住民選択制を志向していると発言。「住民票の取得手続きの簡素化というが、住基ネットにかけている膨大なコストとリスクが見合うのか」、「インターネット社会は選べる自由が必要」と述べるとともに、韓国では図書館やビデオレンタル店で住民番号を記載させている例を取り上げ、「さまざまな分野における個人認証を政府が一元管理することで、将来的に公務員の採用や犯罪捜査で利用される社会になる恐れがある」と警鐘を鳴らし、会場からも多くの賛意を得ていた。

たしかに、国の立場から見れば「住基ネット」は、国策として進めているe-Japan戦略の根幹ともいえるべき重要な問題である。しかし、その実態は、何度もCNNニュースで指摘してきたように、わが国の経済活力と経済的優位性を、IT（インフォメーション・テクノロジー）により活性化させ、世界最先端国に復活させようとする、「新IT特需」の目論見である。

そこには国民の個人情報を保護し尊重する姿勢もなければ、国民の生活・安全の重視といった視点も一切ない。あるのは、政・官・財の利権と権限拡大の論理だけ。しかも「お上」が決めた国の方針には多くの市民が抗しきれないという現状がある。

しかし、自治体の使命は、市民の生活・安全を守ることと決意して、市民生活の現場で新たな政策づくりに取り組む中田横浜市長や山田杉並区長、さらには田中長野県知事といった人々の出現は、政府が進める「国民の個人情報公有化政策＝データ監視収容所列島化」に不安を抱く、多くの市民の共感を得ているのである。

公益法人・NPO法人 制度改革のその後

- ・「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」の閣議決定
- ・民主党、「NPO・公益法人制度改革案」を公表

石村 耕治（白舒大学教授・PIJ代表）

基本方針を閣議決定

政府は、昨年（2002年・平成14年）来、公益法人制度の抜本的な改革を進めてきていました（詳しくは、CNNニュース33号）。当初から、内閣官房サイドから現行の公益法人、NPO法人・中間法人などを一本化し、新たに準則主義に基づく「非営利法人」制度の創設が提案されました。また、課税制度については、財務官僚サイドから、これまでの公益法人等の非収益事業の「原則非課税」から「原則課税」に、従来からの課税政策を180度転換させる提案が強引に審議されました。

ところが、公益法人等の非収益事業の「原則非課税」から「原則課税」に対し、NPO法人界、公益法人界が激しく反発しました。単なる増税と民間非営利セクターの役所支配を強めるだけのプランであるとして、抗議が殺到しました。官僚の強引なやり方に、有識者懇談会や政府税調作業部会の中からも造反者が出る始末でした。改革・見直し案の練り直しが必至の事態となったわけです。

こうした状況の下、紆余曲折を経て、去る（2003年）6月27日に「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が、閣議決定されました。この基本方針では、当面の措置として、現行の公益法人（社団法人・財団法人）のみを対象とした準則主義の非営利制度を創設する方針が打ち出されました。他方、「法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課されており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている」とし、「原則課税」の方向性を示唆しました。しかし、各界からの反発を恐れ、その旨を明記しませんでした。つまり、この点については、「引き続き検討」ということで、うやむやにされ、「原則課税」プランは隠さ

れしまったわけです。

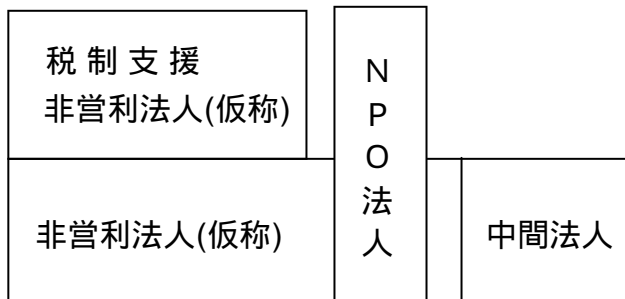
今回の公益法人制度改革や税制の見直しは、たんに公益法人（社団法人・財団法人）やNPO法人だけに影響を与えるだけではありません。マンション管理組合法人、労働組合、宗教法人、学校法人など、他の非営利法人にも大きな影響を及ぼすものです。

民主党、 NPO・公益法人制度改革案を公表

一方、民主党のNPO・公益法人制度改革プロジェクトチーム（PT～江田五月座長）は、2003年6月18日に、公益法人制度改革案の一環として、「原則非課税」のルールを基本とした非営利法人制度を提唱しました。同党の改革案（中間報告）は、次のような内容です。

民主党のNPO・公益法人制度改革案 （2003年6月中間報告）イメージ図

NPO・公益法人改革プロジェクトチーム



- ・非営利法人全体のベースとなる基本類型（非営利法人（仮称））と、その法人類型をベースに税制上の優遇措置を与えられた法人類型（税制支援非営利法人（仮称））の2階建てとする。
- ・主務官庁制は廃止する。

- ・非営利法人（仮称）は、簡易に法人格を取得できるよう、登記（もしくは、基準を明確にしたうえでの認証）により設立できることとする。
- ・法人税については、非営利法人（仮称）は原則非課税とし、収益事業（33事業）のみ課税とする。また、この法人類型については解散時の残余財産分配を不可とする。
- ・税制支援非営利法人（仮称）については、社会貢献性、ガバナンスの整備、情報公開の程度等税制優遇を受けるにふさわしい法人として、明確な基準を設けたうえで、第三者機関が認定することとする（NPO支援税制を検討した際に民主党がまとめたパブリック・サポート・テスト等をイメージ）。
- ・税制支援非営利法人については、法人税は原則非課税（収益事業のみ課税）のうえに、みなし寄付金制度や寄付控除等の優遇措置を与える（残余財産は分配不可）。
- ・情報公開を徹底し、基本的に官庁による事前規制（官 - 民規制）から民間も含めた事後評価（民 - 民規制・格付け）に移行。
- ・中間法人制度については、非営利法人の一種ではあるが、残余財産を構成員で分配できる点で非営利法人（仮称）と本質的に異なるため、法人類型としては当面残す。
- ・NPO法人制度については、制度の多様性を確保するという観点に配慮しつつ、制度として存続すべきか否か、今後「非営利法人（仮称）」・「税制支援非営利法人（仮称）」両制度の詳細が固まる中で検討していく。

以上のような民主党案は、「市民が主役」の目線で構築された提案です。内容的にも、優れていると思います。やはり、「政策を役所が独占」するのではなく、「政策の競争」が必要です。一番よい政策を、国民が国政選挙における投票行動で選択する形とすべきです。このためには、公益法人制度改革については、各党からいろいろな提案がでてくる必要があります。

今後のスケジュール

政府は、6月27日に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」をベースに、2005（平成17）年度末までに、法制・税制等の整備を含む抜本的な改革実施のための関係法案の国会提出をめざす、とのこと。しかし、今回の不透明な「基本方針」に基づいた拙速な法案作成は絶対に避けるべきです。

再度、国民に開かれた土俵で議論し直されなければなりません。この場合、役所ペースのNPOセクターへの管理強化・増税といった視点を切断する必要があります。そして、再度、「スリムな政府、大きなNPOセクター」の実現といった視点から、「市民が主役」の目線で改革案をまとめる必要があります。

基本方針では、「今後のスケジュール等」の項目では、次のようにいっています。

「有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的な枠組みを具体化した上で、所轄省において税制上の措置に係る専門的な検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講じることを目指す。」

公益法人制度改革 関係府省連絡協議会発足

8月1日に、政府は、公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会が発足させました。

この協議会は、6月27日の公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針に基づき「改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため」設けられたものだそうです（8月1日関係省庁申合せ）。内閣官房（副長官補、内閣審議官2氏）、総務省（大臣官房長、自治税務局長）、法務省（民事局長）、財務省（主税局長）の4府省計7氏からなっており、この下に各府省の参事官、課長クラスからなる幹事が置かれています。

同日早速初会合が開かれましたが、実質的な審議は行われなかった模様です。

また、行政改革推進事務局の話では、従前のような懇談会組織（名称、性格、構成等）、今後の具体的なスケジュールなどについては依然調整中とのこと。制度改革に関する具体的な検討が始まるのは秋口以降となりそうです。

なお、これまで政府側事務局責任者として公益法人制度改革に取り組んできた小山裕内閣官房公益法人等改革推進室長は同日付で退官し、後任には西達男内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）が就任しました。

役人任せでは原則課税の導入必至

こうした動きから、制度改革について、役人が

主導、市民の目線で考える気など、まったくないのがわかります。役人にお任せの小泉政治の限界が見えてきます。

NPO界、公益法人界は、政府規制の緩和時代に即した簡素で活力ある民間非営利公益セクターづくりに貢献でき、かつ、理論的にも整合性のある法人制度および支援税制を構築するといった「哲学」を持って、闘わないといけません。

民主党の制度改革案は理にかなっています。公益法人制度改革については、政権交代で理想の制度を実現する必要があるのではないのでしょうか。

このままでは、非収益事業を含め「原則課税」案が粛々と役人の手で進められてしまう恐れがあります。

政府の「基本方針」に対する民主党のコメント

民主党NPO・公益法人改革PT 座長 江田 五月

本日閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」は、本来は昨年度中にまとめる予定のものが、主として課税のあり方についての政府・与党内の議論が錯綜、混迷し、決定が遅れたものである。ところがその決定内容は、非営利法人制度の創設を決めただけで、遅れの原因となった課税のあり方については、原則課税のねらいを巧妙に隠し、決定を先送りしている。小泉内閣が、いつもの決定先送りにもうひとつ事例を重ね、その上、ねらいを隠す手法を採ったことに、失望を通り越して怒りを禁じえない。

公益法人改革については、民主党は今年18日、改革の基本方針を発表した。その内容は、残余財産非分配法人につき、準則主義により簡便に設立できる非営利法人制度を創設し、法人税は原則非課税とし、主務官庁制を廃止し、税制優遇措置についても適用基準を明確にし、行政裁量の余地を極力排除している。その基本理念は、市民の自主性・自立性を基本に、民間活動を官が事前に規制する(官-民規制)社会から、政府に頼らず市民がお互いに支えあう(民-民評価)社会への変革を実現することであり、民主党案の実現がそうした社会変革の起爆剤になると考える。

もともと今回の公益法人改革は、行政委託型法人の経理や人事が極めて不透明で、国民の納得を得られていないことに鑑み、これを改めることに端を発している。民主党はこの点を重視し、先に発表した基本方針の実現や収益事業課税の適正化を通じ、必ず税金の無駄使いや官僚の天下りをはじめとした悪弊を根絶する決意である。政府・与党が、今回の基本方針を隠れみのにして、この改革にふたをすることのないよう、監視を強める。

さらに民主党は、パブリックコメントなどを通じて広く国民のご意見を求め、よりよい公益法人制度改革や民間非営利セクターのあるべき姿について、国民と共に考え方をまとめ、これを実現していく決意である。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋 3 - 25 - 15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋 正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
 2003.10.20 発行 CNNニュースNo.35

入会のご案内
 PIJに入会いただいた方には、
 季刊CNNニュース(年4回刊)
 をお送りします。
 年会費10,000円
 (年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつばやき

- ・CNNニュースの体裁を変えました。
- ・ニュースの紙面はすぐに変えられるが、この国の未来は簡単には変えられない。今できるのは、住基ネット不参加の意思表示と、IDカード不申請 (T)